

商標拒絶査定不服審判の証拠に関するQ&A

商標拒絶査定不服審判の審理において、請求人は提出する証拠の形式や種類、実質的な要件などについて多くの疑問を抱えている。そこで、当局は商標拒絶査定不服審判の請求人が積極的かつ包括的に適切な形で有効な証拠資料を提出できるよう支援、指導するため、「商標拒絶査定不服審判の証拠に関するQ&A」を作成した。なお、請求人が提出する証拠資料の真実性、正確性、完全性については、請求人が責任を負うものとする。

Q1：請求人はどのような側面から、本願商標の登録出願が「使用を目的としない悪意」の登録出願に該当しないことを証する証拠を提出すればよいのか。

A：請求人は、その登録出願が「使用を目的としない悪意」の登録出願に該当しないことを立証するため、以下のいくつかの側面から証拠を提出することができる。以下の例はあくまでも参考用であり、具体的な証拠の内容および形式については、請求人が自らの実情に基づき、立証目的の達成を基準として選択すべきである。ただし、通常、単一の証拠のみでは不十分であり、他の証拠と組み合わせて証明力を補強する必要がある。

1. 請求主体の状況

主な事業内容、業種属性、実際にしている事業、業界での地位の概況など。

請求人は、企業の年次検査、納税、社会保険料納付などの状況に関する証拠、またはその経営能力、経営状況を示すその他の証拠を提出することができる。

例：

伽馬データ（ガンマデータ）が2024年7月に発表した「中国ゲームIP派生商品の成長の現状および展望に関する研究報告」は、ゲーム商品の一般的な派生商品カテゴリーを示している。



例：

2018年《财富》美国500强排行榜

2018 2017 2016 2015 2014 2013 >

2018年《财富》美国500强榜单发布！这500家美国大公司收入总和相当于美国GDP的65%。

每页显示 30 条记录 illinoi:

排名 ^ 公司名称 ♦ (中文) 营业收入 ♦ (百万美元) 利润 ♦ (百万美元)

204	伊利诺斯工具(Illinois Tool Works)	14,314	1,687
410	欧文斯·依利诺伊(Owens-Illinois)	6,869	180

从1到2共2条 (从500条记录中过滤) 首页 上页 1 下页

财富中文网 (www.FORTUNEChina.com) 于北京时间5月21日晚与英美网全球同步发布2018年《财富》美国500强排行榜。

从整体来看，今年的上榜门槛较去年稍有提升，为54.29亿美元。榜上全部500家公司总收入达12.81万亿美元，较去年的增长超过了6%，总量和增速都超越了去年。今年，这些美国最大企业的总利润突破1万亿美元，达到10048亿，与去年相比也大幅增长了近13%。

在今年的榜单上，沃尔玛连续第六年蝉联榜首，石油天然气巨头埃克森美孚重新夺回第二名位置，将巴菲特的伯克希尔·哈撒韦挤到第三。苹果公司位列第四，但它是美国500强中最赚钱的公司，盈利483.51亿美元。从12位跃升至第八位的亚马逊收入增幅远超其它前十强的公司，达到了30.8%的增长。

2. 商標の登録状況

商標出願登録の全般的な状況、特に最近の状況。

例：

請求人の商品・役務マトリクスおよび出願商標の帰属。請求人の商品・役務の位置づけを通じて、本願商標に真の使用意思があることを立証する。



例：

商標登録出願区分分布図と、請求人が10万人以上の従業員を擁し、中国100以上の都市で事業を展開し、提携先が1万社を超えるという事実と組み合わせ、請求人およびその関連会社がその事業分野において合理的かつ適正な範囲で商標を出願し、真に使用する意図を有することを立証する。

类别分布^①



3. 商品・役務の選択

請求人は、選択した商品・役務の区分が長期的な発展の必要性に基づき、事業の発展とさらなる規模拡大に向けた必要かつ合理的な準備であることを証明する証拠を提出する。この側面については、上記の「1. 請求主体の状況」を参考にしつつ、主な事業内容の知名度や業種属性などを組み合わせて立証してもよいが、証拠は指定商品・役務の区分と主な事業内容との間に、産業チェーンの川上・川下の関係や潜在的な事業拡大の方向性などの商業論理上の合理性があることを示さなければならない。

例：

商標出願に使用する商品・役務および知名度の証拠により、本願商標が長期的な発展の必要性に基づき、事業の発展とさらなる規模拡大に向けた十分な準備であることを立証する。



4. 使用または使用意図

留意すべき点は、本件出願に係る商品・役務区分上の使用状況を示す必要がある（使用意図の証拠についてはQ2を参照）。

例：

宣伝証拠

• 小红书推广：



例：

使用証拠—主要ECプラットフォームにおける本願商標を使用した商品・役務の紹介（関連リンク付）



例：

インターネット上に掲載された請求人および本願商標に関する報道（関連リンク付き）により、請求人が本願商標を既に使用し（または真の使用意図を有し）、かつその使用範囲が拡大し続け、複数の業界分野に及んでいること、および商標登録出願が使用目的と発展の必要性に基づくことを立証する。

序号	新闻标题	媒体	日期
1	两氢一氧获得元璟资本投资	知乎	2021-08-17
2	36氪独家 原阿里钉钉CEO无招将离职创业，被资本疯抢，多名钉钉老将加入	36氪独家	2021-07-09
3	跨境电商两氢一氧获天使轮融资	中投网	2021-07-12
4	阿里腾讯字节“三系开花”，新势力冲破旧格局，谁先跑赢出海快时尚赛道？	36氪独家	2021-09-30
5	两氢一氧官网中对于 HHO（两氢一氧）商品信息介绍	申请人英文官网	2023-05-04
6	告别钉钉八个月后，无招“出招”：左手宠物，右手耳机	知乎	2023-01-06
7	来远电子 ICPI1106 电源管理芯片，获全球首款数字化光控 TWS 耳机 HHO Gene GPods 采用	知乎	2023-01-06
8	两氢一氧这家公司主要是做什么业务的呀？	知乎	2023-02-21
9	还在用 Airpods？来看看苹果杀手，新品国货数字化光耳机 HHO Gene GPods	知乎	2023-02-23
10	两氢一氧发布全球首款数字光耳机，HHOGene GPods 在国内正式开售	界面新闻	2023-03-01
11	HHO：闯进耳机赛道的外行人，却给整个行业带来了光	知乎	2023-03-07

5. 必要性および緊急性

請求人が提起した権利確定・権利侵害訴訟案件、およびそれらに対する支持などの権利行使に関する状況により、権利保護の必要性と緊急性を立証する。

例：

异议、无效掉的部分搭“小度”便车的商标



序号	案件	审理法院	审级	生效判决时间
1	深圳百度烤肉案	最高人民法院	再审	2020年
2	北京百度烤肉案	北京市高级人民法院	二审	2022年
3	南京激情百度酒吧案	南京市中级人民法院	一审	2021年
4	苏州激情百度酒吧案	苏州市中级人民法院	一审	2022年
5	南通激情百度酒吧案	苏州市中级人民法院	一审	2022年
6	百度饮品案	郑州市中级人民法院	一审	2021年
7	天津百度商务酒店案	天津市第三中级人民法院	一审	2020年
8	山西百度融资担保案	山西省高级人民法院	二审	2021年
9	福建百度汽车案	福建省高级人民法院	二审	2020年
10	长沙百度汽车案	湖南省高级人民法院	二审	2021年
11	Baidu.mx简单搜索案	最高人民法院	再审	2021年
12	瑞安百度商标代理案	宁波市中级人民法院	一审	2022年
13	上海沃玺小度案	上海知产法院	二审	2022年
14	百度游戏案	广东省高级人民法院	二审	2022年

6. 先行事案の引用

当該事案と類似する先行事案の審理状況により、先行事案の判断および判断理由を簡潔に説明する。

商標拒絶査定不服審判においては、請求人は比較的完全な実際の使用証拠、あるいは使用意図を十分に立証する証拠を提出することに留意すべきである。または、一定

の実際の使用証拠や使用意図に関する証拠を提出したうえで、請求人が実際に行って
いる事業の範囲内で本願商標が使用されていることを立証することに留意すべきであ
る。

Q2: 本願商標に真の使用意図があることを立証するためには、どのような証拠を提出すればよいのか。

A：請求人は真の使用意図があることを証明するために、以下の側面に関する証拠を提出することができる。これには以下の例が含まれるが、これらに限定されるものではない。また、挙げた例はあくまでも参考用であり、具体的な証拠の内容及び形式については、請求人が自らの実情に基づき、立証目的の達成を基準として選択すべきである。ただし、通常、単一の証拠のみでは不十分であり、他の証拠と組み合わせて証明力を補強する必要がある。

1. 事業計画書など

商標を使用する予定の商品・役務に関する事業計画書、フィージビリティスタディなど。これには、企業の公開財務諸表で開示されている開発パイプライン製品などの公開書類が含まれるほか、内部決定が反映された電子メール、通信アプリ内のチャット履歴、会議議事録、製品名を決定する際の内部承認過程における書類などの証拠も含まれる。

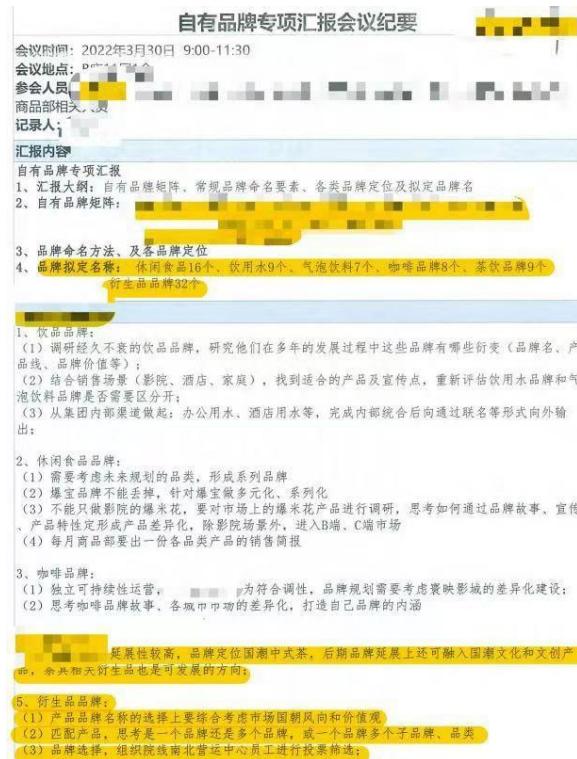
例：

あるゲーム会社が公開した年次報告書における開発製品に関する開示。（製品名が未定のため、本ガイドラインではコードネームによる表記に留めているが、具体的な事案においては、請求人が提出する証拠には、当該事案の本願商標、商品・役務区分などの情報が明記されていなければならず、これらを満たさない場合は証明力を有さない）

面向未来，公司部分重要储备产品如下：

研发商	产品名称	品类题材风格等	拟发行地区
██████████	██████████	██████████	██████████
██████████	██████████	██████████	██████████
██████████	██████████	██████████	██████████
██████████	██████████	██████████	██████████
██████████	代号 M1 代号 代号 I 代号 X1 代号 G1	██████████	██████████
██████████	██████████	██████████	██████████
██████████	██████████	██████████	██████████
██████████	██████████	██████████	██████████
██████████	██████████	██████████	██████████

例：



2. 製品開発関連の準備

商標を使用する予定の商品・役務の開発、製造、サンプル生産、包装デザイン・印刷、商標印刷、製品テスト、專利出願、ソフトウェア著作権登録などの準備作業に関する証拠。

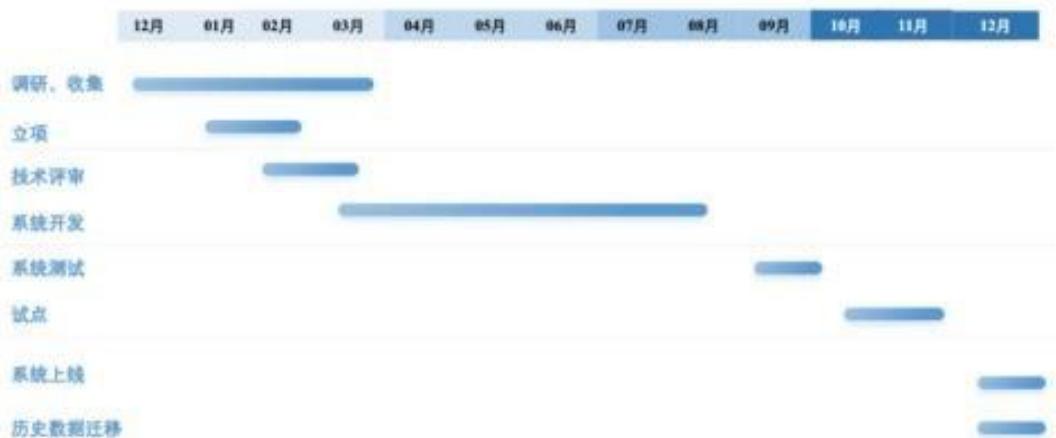
例：

IDG > 審査意見 > 百度-351件 > 編号149-154, 167-172 > 度安行&度安			
名称	修改日期	类型	大小
PW营运车产品1.0版本早期上市前安全测试申请.msg	2022-11-11 13:27	Outlook 项目	56 KB
Re: 答复 答复 答复 智能交运PDT营运车辆安全监管产品商标注册申请.msg	2022-11-10 20:33	Outlook 项目	290 KB
Re: 回复: 智能交运营运车辆安全监管产品商标申请.msg	2022-11-10 20:32	Outlook 项目	89 KB
营运车辆安全监管产品解决方案_202207_V2.3_平台功能版.pdf	2022-11-11 13:04	PDF 文件	8,452 KB
产品设计页面-1.PNG	2022-11-11 12:07	PNG 文件	257 KB
产品设计页面-2.PNG	2022-11-11 12:07	PNG 文件	78 KB
产品设计页面-3.PNG	2022-11-11 12:07	PNG 文件	158 KB
产品设计页面-4.JPG	2022-11-16 10:40	JPG 文件	606 KB
产品设计页面-5.JPG	2022-11-16 10:41	JPG 文件	260 KB
产品设计页面-6.JPG	2022-11-16 10:41	JPG 文件	482 KB
答复 答复 智能交运PDT营运车辆安全监管产品商标注册申请.msg	2022-11-10 20:32	Outlook 项目	521 KB
营运车辆安全监管产品_商标注册0505.docx	2022-05-05 10:09	Microsoft Word ...	20 KB
营运车辆安全监管产品_商标注册名称补充0513.docx	2022-05-13 18:48	Microsoft Word ...	20 KB
营运车辆安全监管平台标志设计.jpg	2022-11-11 19:07	JPG 文件	2,730 KB
营运车辆驾驶员APP[简称: 驾驶员APP]V1.0-证书.pdf	2022-11-16 11:08	PDF 文件	952 KB

例：

あるシステム開発工程表と機能説明書

时间表: 21年关键产出-实现集团范围内案件类型+诉讼环节全覆盖



某 APP 功能说明书

目录

某 APP 功能说明书.....	1
一、项目背景.....	1
二、项目目标.....	1
三、功能介绍.....	1

一、项目背景

Android app, 使用 Java 语言开发, 在 Android 系统上运行。其功能服务用户为.....

二、项目目标

在 XX 日前完成 APP 上线, 建立一站式线上房源平台.....

三、功能介绍

进入 APP 后, 跳过启动页后, 默认进入到 APP 大首页, APP 大首页包括五个一级功能模块, 各个功能模块依靠下方 Tab 进行切换, 这五个一级功能。

3. 部品、支援役務など関連の準備

商標を使用する予定の商品・役務に関連する部品調達、設備据付、不動産賃貸、店舗デザインなどの証拠。

4. コンプライアンス関連の準備

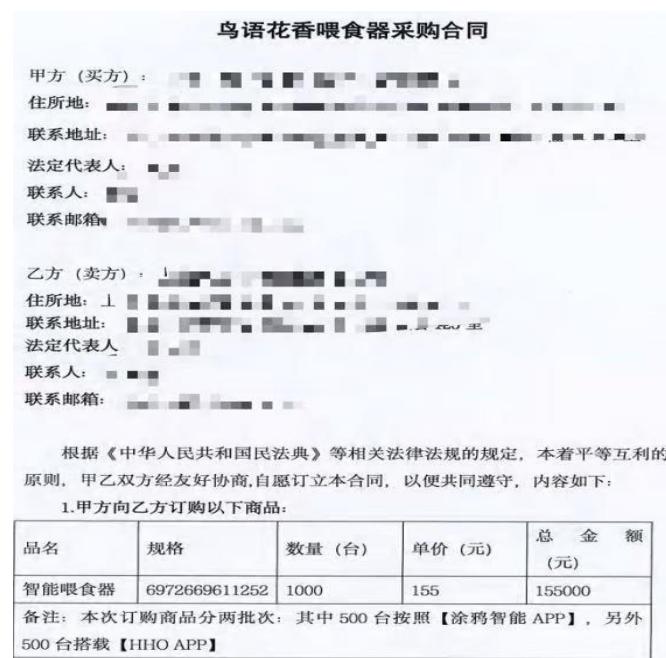
商標を使用する予定の商品・役務が法令要件を満たすために取得した、しかるべき資格証明書や行政許可書類など、またはそれらを取得するために行った準備作業の証拠資料。上記の書類には、化粧品製造許可証、製品検査報告書、商品輸出入検査検疫証明書、特殊業界許可証、不特定多数利用施設の使用・営業前消防安全検査合格証などが含まれる。

5. 販売・代理関連の準備

販売店や代理店などの第三者との間における、商標を使用する予定の商品・役務の販売に関する証拠。例えば、販売・代理契約書または交渉および協議の過程でやり取りした電子メール、チャット記録、会議議事録など。

例：

商標を使用する予定の商品・役務に関する第三者企業との調達契約

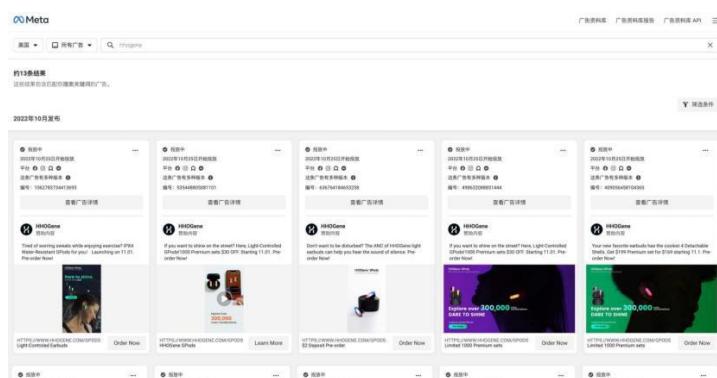


6. 広告宣伝関連の準備

商標を使用する予定の商品・役務の販売促進、広告などに関する証拠。例えば、SNS (WeChat公式アカウント、Weibo、小紅書 (RED) など) を通じた販売促進の資料、販促物や宣伝素材のデザイン・印刷、景品・贈答品の選定・デザインなどの状況を示す書面の契約書、電子メールなどの証拠。

例：

(越境EC) 広告画面のスクリーンショット



Q3：真の使用意図について請求人が提出する証拠のうち、どのようなものが証明力不足と判断され、不採用となりがちなのか。

A：証拠に以下の不備が存在する場合、他の証拠と相互に裏付け合って証拠の連鎖を形成することができず、本願商標の真の使用意図を立証するには不十分である。

1. 本願商標以外のもの、指定商品または関連商品以外のもの

請求人の他の商標の使用証拠、本願の指定商品・役務と関連性のない商品・役務における本願商標の使用証拠または使用意図の証拠。

2. 商標としての使用に該当しない

本願の指定商品・役務と関連性のない、請求人のオフィス施設、備品、制服などの写真、実物または写しによる証拠。

例：

本願商標の指定商品は第9類のダウンロード可能な携帯電話アプリケーションソフトウェアなどであり、請求人が特注した帽子を証拠として提出したとしても、本願商標の指定商品に係る使用意図を立証することはできない。

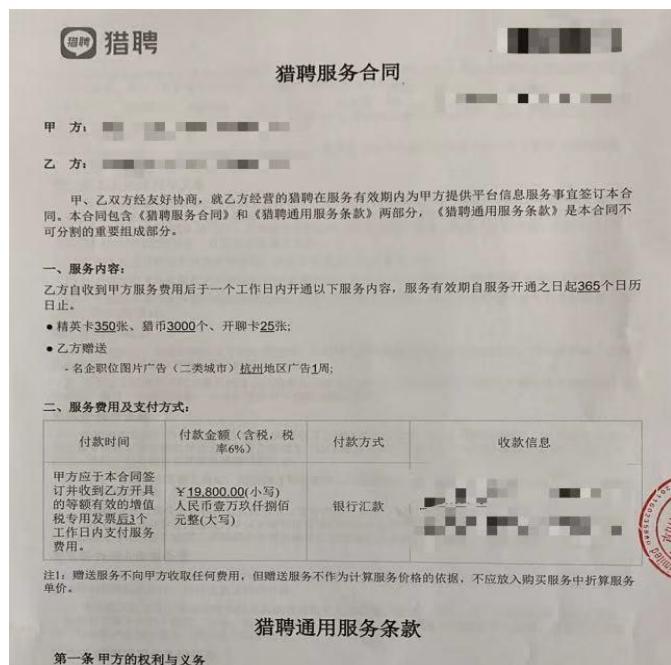


3. 関連性のない経営活動

請求人が生産経営のために行った人員募集、会計、法務、備品調達、事業所の賃貸、情報化などの活動に関する証拠資料のうち、本願商標および指定商品・役務との関連性を合理的に立証できない証拠。

例：

請求人が経営活動のために締結した採用契約のうち、本願商標および指定商品・役務との関連性を立証できない証拠は、使用意図の立証目的を果たすことはできない。



4. 関連性のない公益活動

本願商標および指定商品・役務が示されていない社会公益活動に関する証拠。

例：

本願商標の指定商品は第28類の玩具などであるが、請求人が提出した報道記事の画像証拠には本願商標も指定商品も示されていないため、本願商標およびその指定商品の使用意図を立証することはできない。



5. その他の関連性のない証拠

本願商標および指定商品・役務が示されていない調査・視察、座談会・意見交換会に関する証拠。

Q4：本願商標が外国の国名に類似していることを理由に拒絶された場合、拒絶査定不服審判においてどのような証拠を提出すればよいのか。

A：一般的な状況下では、請求人が当該国で商標登録出願が登録されたことを示す証明書類を提出した場合、請求人の関連商品における登録が当該国政府の承諾を得たものとみなすことができる。外国の国家主権を尊重するため、当局は慎重な姿勢を堅持し、請求人が審判において提出する証拠については、比較的厳格な認定基準を採用している。本願商標は申請主体、標章などの点において、外国の商標登録証明書に記載された内容と一致し、商品・役務が同一または類似していなければならない。これらを満たさない場合は、例外事由に該当しない。

外国政府が自国での登録を授権とみなさないことを明確に表明している場合、または授権について他に明確な要件がある場合は、請求人が外国での商標登録証明資料を提出しただけでは、通常、当該国政府の授権を得たとは立証できず、有効な証拠とはならない。こうした特殊な状況下では、明確な授権についても、請求人が立証責任を負う。具体的な証拠の内容および形式については、以下の例を参考とされたい。

1. 一般的な状況

本願商標の登録に当該国政府が承諾している旨の書類を提出した場合、または本願商標の登録が当該国において既に認められている旨の書類を提出した場合、本願商標は商標法第10条第1項第2号に規定する「当該国政府の承諾を得た」場合に該当すると推定される。ただし、これに反証がある場合にはこの限りではない。

本願商標が当該国で登録を認められたことを示す証明書類を証拠として提出する場合、特に以下の点について、当該国の商標登録証明資料の記載内容と一致しているか留意すべきである。

(1) 請求人と、当該国の商標登録証明資料に記載された商標権者とが同一の主体である。

(2) 本願商標と当該国で登録された商標が指定商品・役務において同一または類似する。

(3) 本願商標と登録商標の標章が構成要素、書体、表現形式、外観効果などの点で完全に一致する同一の商標である。

(4) 当該国の商標登録証明資料は域外証拠に該当するため、その翻訳文を提出するとともに、所定の要件を満たす証明手続きを履行しなければならない。

例：

商標	本願商標1	本願商標2
標章	BROSWAY ITALIA	
審理の要点	本願商標1にはイタリアの国名「ITALIA」が含まれており、出願人がイタリアで登録を承認された 「brosway ITALIA」商標とは表現形式が異なる。出願人が提出した証拠書類は、当該国政府が本願商標1を商標として登録することに承諾したことを証明するには不十分である。したがって、本願商標1は商標法第10条第1項第2号の規定に違反する。	本願商標2にはイタリアの国名「ITALIA」が含まれているものの、識別力を有する他の標章と独立しており、国名は単に出願人の所属国を真実に表示する役割を果たすにすぎない。また、出願人は本願商標2「brosway ITALIA」に相当するイタリアでの商標登録証を当局に提出している。したがって、本願商標2は商標法第10条第1項第2号の規定に違反しない。
主な証拠	出願人の商標「brosway ITALIA」のイタリア登録証明書。	



2. 特殊な状況

外国政府が自国における登録を授権とみなさない旨を明確に表明している場合また

は授権について他に明確な要件がある場合は、請求人の当該国における商標登録証明資料は当該国政府の承諾と当然にみなされるものではない。例：スイス。

商標にスイスの紋章または国名が含まれる一連の拒絶査定不服審判において、請求人がスイス連邦政府による登録を証明する書類を提出しただけでは、通常、商標法第10条第1項第2号に規定する「当該国政府の承諾を得た」場合に該当すると推定されることはない。請求人はスイス連邦知的財産庁が発行した書面による承諾資料を提出しなければならない。留意すべき点として、当該の書面による承諾資料は、請求人とスイス連邦知的財産庁との間で合意が成立したことを前提に発行されるものである。したがって、承諾資料は上記の合意書と併せて使用することではじめて、登録を承諾したとみなす法的効力を生ずる。書面による承諾資料の証拠の種類には、スイス連邦知的財産庁が発行する承諾書および関連する合意書が挙げられ、これらは本願商標が関連商品・役務区分において中国で登録を受けることを明確に承諾するものである。

例：



本願商標：

主な証拠：スイス連邦知的財産庁が本願商標の中国における領域指定による保護の登録申請を承認した旨の公証・認証済の承諾書類とその翻訳文。

審理の要点：請求人の本願商標は既にスイスで登録されており、かつスイス連邦知的財産庁が承諾書を発行し、本願商標を審判対象の商品に登録することに同意している。したがって、本願商標は商標法第10条第1項第2号に規定する「当該国政府の承諾を得た場合を除く」場合に該当し、同条項の規定には違反しない。

Q5：本願商標が商標法第10条第1項第7号に基づき拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、どのような証拠を提出する必要があるのか。

A：本願商標が商標法第10条第1項第7号に規定する誤認を生じさせる標章に該当するか否かの認定にあたっては、一般公衆の認識を基準とし、本願商標の指定商品または役務と結びつけ、標章全体として公衆に誤認を生じさせやすいか否かを判断すべきである。審理の実務に鑑みれば、当該規定を理由に拒絶された商標登録出願は、商品

または役務の品質などの特徴に関する誤認の可能性もあれば、産地または出所に関する誤認の可能性もあるため、請求人は自身の商標の実情に基づき、立証目的を達成することを基準として、不服審判で証拠を提出することが推奨される。請求人が提出する証拠には、以下の例が掲げる証拠が含まれるが、これらに限定されるものではない。

1. 企業名を含む標章において、企業名と請求人の名義との間に実質的な差異がある場合の例外事由

ここでいう企業名には正式名称、略称、中国語名称、英語名称および名称のピンインなどが含まれる。標章と請求人の名義との間に差異があっても、請求人が提出した証拠資料により、本願商標が明確に請求人を指示示すものであり、かつ請求人と一義的に対応する関係にあり、商品または役務の出所について公衆に誤認を生じさせないことを立証できる場合は、商標法第10条第1項第7号に規定する事由に該当しないと認定される。

請求人の証拠資料には、以下が含まれるが、これらに限定されない。

(1) 法律に基づき登記された請求人の主体資格証明書類。これには営業許可証、事業単位法人証書、社会団体法人登記証書、外商投資企業変更届出受理書などが含まれる。

例：



本願商標：

主な根拠：「外商投資企業変更届出受理書」

外商投资企业变更备案回执

你单位报送的外商投资企业变更备案申报材料收悉，且符合形式要求。根据前述申报材料，该外商投资企业变更事项不涉及国家规定实施准入特别管理措施，属于备案范围。
变更后的备案基本信息如下：

企业名称	(中文)
	(英文) ULTRATEC JEWELRY SUPPLIES LTD

審理の要点：当該証拠によれば、請求人の英語名称はULTRATEC JEWELRY SUPPLIES LTD. である。本願商標中の「ULTRATEC JEWELRY SUPPLIES LTD.」は請求人の英語名称と同一であるため、本願商標と請求人の名義との間に実質的な差異があるとは認められない。したがって、本願商標は商標法第10条第1項第7号の規定に違反しない。

(2) 請求人が実際の生産経営活動において使用している企業略称が請求人と一義的な対応関係を形成していることを証明する証拠資料。これには、広告宣伝、製品販売、メディア報道、受賞歴などの資料が含まれる。

2. 標章に指定商品の原料、機能、用途などの特徴を表示する記述が含まれるもの、誤認を生じさせるおそれがない場合の例外事由

本願商標に指定商品の原料、成分、機能、用途などの特徴を表示する記述的文字または図形が含まれる場合であっても、請求人が指定商品について明確な限定を行い、かつ商標中の識別力がない部分の専用権を放棄する旨を書面で宣言しているときは、商標指定商品の客観的な属性と本願商標の意味内容が一致することになる。このような状況下では、通常、本願商標の登録および使用が公衆に誤認を生じさせる可能性は低いと認定することができる。

この種の拒絶査定不服審判においては、本願商標に含まれる記述的部分が限定後の商品の原料、成分、機能、用途などの特徴を客観的に表示したものであることを立証する十分かつ有効な証拠を提出し、これにより本願商標の登録および使用が社会の一般公衆に誤認や誤購入を生じさせる結果をもたらさないことを説明する必要がある。申請人が提出する証拠資料には、以下の証拠の種類が含まれるが、これらに限定されるものではない。

(1) 製品原材料の調達契約書、加工契約書、および契約の実際の履行を証明するインボイスなどの証拠。製品の仕様書、配合・成分表、権威ある第三者機関が発行する製品検査報告書などの証拠。

(2) 製品が市場に投入され、使用・宣伝を通じて、一定の市場知名度または評判を取得していることを示す証拠。

例：

本願商標： CHINA TELECOM | 5G hello

指定商品：コンピュータ（5G対応）、ダウンロード可能な携帯電話用着信音（5G対応）、コンピュータ周辺機器（5G対応）、スマートカード（ICカード）（5G対応）、SIMカード（5G対応）など

審理の要点：請求人は、本願商標のすべての審判対象商品を5G対応のものに限定し、かつ「5G」の文字について商標専用権を放棄することを表明している。したがって、本願商標を上記の審判対象商品に指定して使用することは、商標法第10条第1項第7号に該当しない。

3. 氏名権、肖像権の権利者から明確な承諾を取得する

本願商標またはその構成要素が公人の氏名、肖像などと同一または類似する場合であっても、指定商品または役務において、当該公人から明確な承諾または許諾を得ていることを証明する証拠を提出できる場合、公衆に商品または役務の出所の誤認を生じさせる可能性は低いと認定することができる。請求人が提出する証拠資料は、権利者の身分証明書および当該商標の登録出願に同意する旨を記した承諾書とができる。

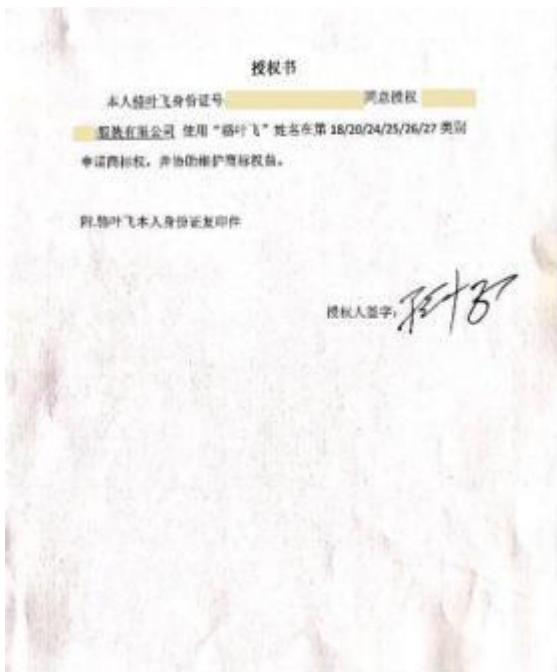
例：

本願商標： 駱葉飛

請求人：某服装有限公司

指定商品：第25類の衣類など

主な証拠：駱葉飛氏本人の承諾書（同氏の身分証写しを添付）



審理の要点：拒絶査定不服審判の段階において、駱葉飛氏が請求人にその氏名を用いた商標登録出願を承諾する旨の書類を請求人が提出したことから、当局は審理において、当該商標が商標法第10条第1項第7号の規定に違反するものではないと判断した。

Q6：「中国」を含む企業の略称を商標登録出願して拒絶された場合、拒絶査定不服審査において、どのような側面から証拠を提出すればよいのか。

A：全体として中国の国名と同一または類似する標章については、商標法第10条第1項第1号を適用して拒絶する。中国の国名を含むものの、全体として同一または類似

ではなく、かつ商標としての登録が国家の尊厳を損なう可能性のある標章については、第10条第1項第8号を適用して拒絶する。

「商標審査審理指南」の規定によれば、中国の国名を含む場合であっても、以下の条件を備える場合には、商標法第10条第1項第8号の規定に違反しないものと認定され得る。請求人が国務院またはその授権機関の承認を得て設立されている。請求人の名称が名称登録機関により法律に基づき登録されている。標章が請求人名称の略称と一致し、かつ当該略称が国務院またはその授権機関の承認を得ている。当該標章が実際に請求人により長期にわたり広く使用された結果、関連公衆の認識において、請求人との間に一義的な対応関係が形成されている。

上記の事由を立証する証拠資料には、以下の種類が含まれるが、これらに限定されるものではない。

- (1) 法律に基づき登録された請求人の主体資格証明資料。これには、営業許可証、事業単位法人証書、社会団体法人登記証書などが含まれる。
- (2) 請求人の主体資格が国務院またはその授権機関の承認を得て設立されたことを証する関連書類。
- (3) 請求人の略称が国務院またはその授権機関の承認を得ていることを証する関連書類。
- (4) 本願商標が使用によって請求人との間に一義的な対応関係を形成していることを証する証拠。

例1：



本願商標：

請求人：中国物流集團有限公司

主な証拠：営業許可証副本の写し、国資發改革[XXXX]XX号文書「中国XXXX集團有限公司と中国XX集團有限公司の物流部門専門化統合に関する事項の通知」、中国物流集團の企業名称変更認可通知、国務院国有資産監督管理委員会発行の関連証明書類（2022-XXXXXX、2023-XXXXXX）、メディア報道、関連業界誌のスクリーンショット、請求人の企業イメージデザイン、本願商標の実際の使用場面の写真など。

審理の要点：請求人の中国語および英語の企業名称ならびに略称は、国務院国有資産監督管理

委員会の確認を経ており、その主体資格は国務院の授權機関の認可を得て設立され、北京市市場監督管理局において登録されたものである。本願商標は請求人の企業名称および略称と一致しており、その登録および使用が悪影響を及ぼすおそれはない。

例2：



本願商標：

請求人：中国文化産業投資母基金管理有限公司

主な証拠：中国共産党中央宣伝部文化体制改革発展弁公室の公式な説明書類、政府ウェブサイトのニュースおよび中央テレビ（CCTV）ニュースチャンネルなどのメディア報道、請求人の会社設立に関する国務院の承認書類、請求人の業界ランキングおよび受賞・表彰実績など。

審理の要点：国務院の承認書類などにより、「中国文投」「China Culture Investment」が請求人の企業名称の中国語および英語の略称であることが立証されており、全体として国名の意味合いと区別されるものである。したがって、国名の濫用には該当せず、社会的に悪影響を及ぼすおそれはない。

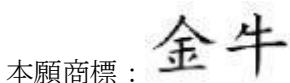
Q7：本願商標が烈士の氏名と同一であるとして拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、どのような側面から証拠を提出することが考えられるか。

A：「商標審査審理指南」の規定に基づき、烈士の氏名と同一の標章または烈士の氏名を含む標章で、かつ公衆に烈士の氏名を容易に連想させるものは、通常、悪影響があるものと認定される。ただし、以下の三つの例外事由がある。

1. 標章自体に他の意味合いがある

周知の事実については、請求人が立証する必要はない。ただし、以下を含むがこれらに限定されない立証資料を提出して証明を補強することができる。字典、辞書、参考図書（訳注：辞書類）、定期刊行物、書籍、専門文献などの正式な公刊物。図書館や檔案館（訳注：日本の公文書館に相当）の文献検索報告書。相互に裏付け可能なニュース報道やインターネット上の検索資料などで更なる証拠を補強することができる。

例1：



請求人は『辞海』の語釈を提出した。

据“辞海”解释：【金牛】是什么意思（来源：辞典修订版）祥瑞之器。梁·孙柔之《瑞应图·金牛》：「金牛，瑞器也。王者土地开辟，则金牛至。」金质的牛。

《太平御览·卷七十一·地部·渚》：「《幽明录》曰：『淮南牛渚，津水极深，无可算计，人见一金牛，形甚瑰壮，以金为鑿绊。金牛名称上下已经用了5000年，一些县镇、山川湖岗之名。旧时各地多有金精化为牛的传说，因视为祥瑞，故以之为名。』

古川陕间栈道名。蜀道之南栈，旧名金牛峡，故自陕西省勉县而西，南至四川省剑阁县之剑门关口，称金牛道。自秦以后，由汉中入蜀者，必取道于此。

審理の要点：本願商標は文字が革命烈士の氏名と同一であるものの、社会一般の認識によれば、当該文字自体は他の意味合いを有しております、商標法第10条第1項第8号には該当しない。

例2：



本願商標：

主な証拠：

序号	证据名称	证据来源	待证事实	件数	页码	备注
1	第 77892901 号商标		已超期无效	1		
	第 69463787 号 “古松 GU SONG GROUP”			1		
	第 66622230 号 “古松 GU SONG GROUP”			1		
	第 65485431 号 “古松 GU SONG GROUP”			1		
	第 62386576 号 “古松”			1		
	第 52259914 号 “古松 GU SONG GROUP”			1		
	第 50439630 号 “古松”		“古松”作为商标品	1		
	第 29823003 号 “古松”		牌使用并不会造成	1		
	第 26448216 号 “古松”		混淆和不良影响	1		
	第 69834372 号 “古松寨”			1		
	第 18299880 号 “古松”			1		
	第 12247433 号 “古松”			1		
	第 12110836 号 “古松”			1		
	第 11494659 号 “古松”			1		
	北京古松经贸有限公司			1		
	西藏古松商贸有限责任公司			1		
	江阴市古松建材有限公司			1		
	北京古松集团有限公司			1		
	上海古松建设开发有限公司			1		
	杭州古松包装科技有限公司			1		
	泰安古松苗木有限公司			1		
	河北古松农副产品有限公司		“古松”在市场经济主	1		
	内蒙古古松联通讯有限责任公司		体中作为名称使用，不	1		
	陕西古松建筑工程有限公司		会在误认和不良影响	1		
	上海古松经济联合总公司			1		
	上海古松广告有限公司			1		
	青岛古松商贸有限公司			1		
	广州古松信息科技有限公司			1		
	内蒙古松柏科技有限公司			1		
	成都古松科技有限公司			1		
	佛山古松电子科技有限公司			1		
	杭州古松电子商务有限公司			1		



審理の要点：本願商標は文字が革命烈士の氏名と同一であるものの、社会一般の認識によれば、当該文字自体は他の意味合いを有しており、商標法第10条第1項第8号に該当しない。

2. 標章自体が請求人の氏名、企業の商号、社会組織の略称である

申請者が提出できる証明書類には以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。自然人の身分証明書、戸籍簿、パスポートなど；法人またはその他の組織の営業許可証、事業単位法人登記証書、社会団体法人登記証書、民弁非企業単位登記証書（訳注：日本のNPO法人の登録証に相当）、基金会法人登記証書、法律事務所業務許可証など。

例：



本願商標：

請求人：蕪湖張恒春藥業有限公司

主な証拠：安徽省図書館所蔵資料（1939年蕪湖新報広告）、蕪湖市檔案館所蔵資料（1947年～1949年大江日報、工商報）。柘塘鎮志、蕪湖県志、南陵県志、当涂県志、安徽省志、「安徽文史資料」、「蕪湖商業史話」などの地方志文献資料。蕪湖市檔案館所蔵および請求人の資料室に保存されている関連書類の回答書や表彰状などの歴史的記録。蕪湖市工商業連合会史料グループ1962年「張恒春国薬号調査」、安徽出版局1983年「安徽文史資料選輯」などの文献・論文。1964年安徽省衛生庁「成薬製造販売許可」および添付書類。歴史写真。工場の外観・内観およびチーン薬局の画像、インターネット検索ページのスクリーンショットなど。

審理の要点：本願商標は文字が烈士の氏名と同一であるものの、標章自体が請求人の企業商号であるうえ、提出された証拠により請求人の「張恒春」という商号が長期にわたる宣伝使用を通じて請求人の間に比較的安定した対応関係を既に形成していることが証明されていることから、社会一般が烈士の氏名を容易に連想することなく、烈士の栄誉や名誉および公衆の愛国心を損なう可能性が低いため、商標法第10条第1項第8号に違反しないと認定できる。

3. 標章と特定の烈士との間に対応関係を形成できない

請求人が提出できる証明書類には、以下が含まれるが、これらに限定されるものではない。字典、辞書、参考図書、定期刊行物、書籍、専門文献などの正式な公刊物。図書館や檔案館の文献検索報告書。相互に裏付け可能なニュース報道やインターネット上の検索資料など。

例1：



本願商標：

請求人：徳俊（山東）中医薬科技有限公司

主な証拠：幹部経歴書、尚徳俊氏の法定相続人による商標登録出願同意公証書、戸籍簿（本人分）および親族関係証明書、尚徳俊氏の生前肖像および死亡証明書。

審理の要点：本願商標は文字が烈士の氏名と同一であるものの、本願商標の文字は肖像と組み合わされており、中西医結合（訳注：中医学と西洋医学の統合医療）外科の専門家である尚徳俊氏を明確に指し示していることから、消費者が烈士尚徳俊氏を連想することなく、関連公衆が烈士の氏名と結びつける可能性は低い。したがって、烈士の栄誉や名誉および公衆の愛国心を損なう可能性が低いため、商標法第10条第1項第8号の規定には違反しないと認定できる。なお、その他の関連する法律問題については、他の関連法律の規定に基づき審理するものとする。

例2：

謝老幺火锅

本願商標：

請求人：謝某

主な証拠：営業許可証、身分証明書、本願商標の実際の使用状況（店舗および看板、レシート、デリバリーアプリ「美团」などプラットフォームのスクリーンショットなど）

審理の要点：「老幺」は通常、年長者が最年少の子ども（末っ子）に用いる愛称を指し、「謝」は請求人の姓である。請求人が提出した身分証明書、営業許可証および本願商標の実際の使用状況によれば、「謝老幺」と特定の烈士との間に特定の対応関係は形成されていないことから、「謝老幺火锅」は烈士の名前を容易に連想させるものではなく、悪影響を及ぼすおそれがないため、本願商標は商標法第10条第1項第8号に違反しないと認定できる。

Q8：本願商標が非規範的な漢字として拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、どのような側面から証拠を提出することが考えられるか。

A：商標に含まれる文字が現代中国語の標準的な表記に合致しない場合であっても、「中華人民共和国国家通用語言文字法」の規定に基づき保持や使用が認められている繁体字もしくは異体字である場合、または商標中の漢字が筆文字の筆致であり、もしくはその筆画に図形化・芸術化デザインが施されている場合において、商標としての登録および使用が関連公衆の標準漢字の表記に対する誤った認識を容易に生じさせないときは、商標として出願登録が認められる。請求人が提出する証拠には、字典、辞書、文献資料、書道関連書籍などの公刊物、図書館・檔案館の文献検索報告書などが含まれるが、これらに限定されるものではない。

Q9：本願商標中の文字が不良な影響を有するとして拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、当該文字に他の意味があることを証する証拠を提出すれば、商標法第10条第1項第8号の規定に違反しないものと認定されるか。

A：通常、文字は複数の意味合いを有するが、指定使用商品または役務に照らし、通常の注意を払った関連公衆がその内の一つの意味合いまたは使用法に不良な影響があると容易に認識する場合は、請求人が当該文字に他の意味合いがあることを証する証拠または実際の使用証拠を提出したとしても、商標法第10条第1項第8号に違反すると認定される。

例1：



本願商標：

指定使用役務：宿泊施設の提供（ホテル、食事付き宿舎）、レストラン、モーテル、観光用ルームのレンタル、ホテルの予約、高齢者養護施設、昼間の託児所（子どもの世話）、ペットの預かり、調理用器具のレンタル、バーにおける役務

主な証拠：

序号	证据名称	证据来源	待证事实	件数	页码	备注
1	申请人、创始人及产品的介绍	百度百科	申请人及产品知名度	1	8-9	复印件
2	大众点评中消费者的评价	大众点评	申请商标的知名度	1	10-32	复印件
3	“饿了吗”“美团外卖”等关于申请商标的信息	“饿了吗”“美团外卖”官网	申请商标的知名度	1	33-37	复印件
4	各大搜索引擎搜索申请商标的信息	百度、谷歌	申请商标的知名度	1	38-40	复印件
5	配送员在配送时的照片	百度网站	申请商标的使用情况	1	41-42	复印件
6	包装盒、包装袋及产品上印有申请商标的照片	申请人提供	申请商标的使用情况	1	43-50	复印件

審理の要点：「鴨子」は通常、家禽の一種を指すが、特殊な文脈では、非主流文化において「男性の性労働者」の意味合いを有する。請求人の名義で出願した他の商標の状況を鑑みて考慮すると、たとえ使用証拠を提出したとしても、当該標章をバーなどの指定役務項目において商標として登録出願することは、中国の公序良俗に反し、不良な影響がある。したがって、商標法第10条第1項第8号に違反すると認定される。

例2：



本願商標：

主な証拠

序号	材料名称	件数	页码	备注
1	驳回商标注册申请复审申请书补充材料	1	1-11	原件
2	品牌创始人简介		12-13	复印件
3	店铺照片		14-15	复印件
4	跨界合作系列产品图		16-32	复印件
5	申请人官网加盟商咨询信息		33-34	复印件
6	李晨专访内容		35-41	复印件
7	明星代言申请人品牌图片		42	复印件

審理の要点：「MLGB」は、インターネット環境下の特定のユーザー層において不適切な意味合いを持つと認識されている。請求人は本願商標が「My Life's Getting Better」を指すと主張するが、提出された証拠では、その意味合いが社会一般に広く認知されているとは立証し難く、むしろ公衆の日常生活経験における一般的な認識を通じて「MLGB」を上述の不適切な表現として認識する可能性を高めている。したがって、当該標章は商標として不良な影響を有するものであり、商標法第10条第1項第8号に違反すると認定されてしかるべきである。

Q9：本願商標中の外国語文字が不良な影響を有するとして拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、その意味合いが一般的ではないことを証する証拠を提出すれば、商標法第10条第1項第8号の規定に違反しないと認定されるか。

A：外国語の意味合いが不良な影響を有する場合、商標として登録・使用することは認められない。拒絶査定不服審判において当該条項を適用する場合、通常、当該外国語の意味合いが中国でどの程度認知されているかは考慮されない。

例：

CABALLO CIMARRÓN

本願商標：

主な証拠：「CABALLO」の語訳ページ、その他の商標登録状況。

審理の要点：「CABALLO」は、麻薬の一種である「ヘロイン」と訳すことができ、商標として不良な影響を及ぼすものであり、関連公衆が当該外国語の持つ意味合いを広く認知しているかを問わず、不良な影響を及ぼす標章に該当する。したがって、商標法第10条第1項第8号に違反する

と認定されてしかるべきである。

Q10：出願商標が商標法第10条第2項により拒絶された場合、拒絶査定不服審判において、どのような側面から証拠を提出すればよいのか。

A：「県級以上の行政区分の地名または公衆に知られる外国地名」は商標として認められないが、「商標審査審理指南」の規定によれば、請求人が提出した証拠により、「地名が他の意味合いを有し、かつそれが当該文字の地名を指示する意味合いよりも強い」場合、「商標が地名と他の構成要素から成り、全体として地名よりも強い他の意味を形成する」場合、「商標に含まれる地名が識別力を備えた他の要素と相互に独立しており、地名が単に請求人の所在地を真実に表示する役割を果たすにすぎない」場合は、商標法第10条第2項の禁止性規定に違反しないと認められる。なお、地名を含む標章が他の法律上の問題に関わる場合は、他の関連法律の規定に基づき、審理を行うものとする。

1. 請求人は、その登録出願する標章が「地名が他の意味合いを有する」事由に該当すると主張する場合、周知の事実について立証する必要はないが、地名の文字が他の意味合いを有することを証する参考図書の語釈、辞書、専門書および文献資料、相互に裏付け可能なインターネット検索ツールやメディア報道などの証明資料を提出し、関連文字が請求人の主張する他の意味合いを有し、かつ関連公衆に周知されていることを立証することができる。

例：



本願商標：

主な証拠：「英藏漢詞典」、「英漢大辞典」など。

審理の要点：「シャングリラ」は県級以上の行政区分名称であるものの、「英藏漢詞典」の説明によれば、「シャングリラ」とは「贍部洲のはるか彼方、デチェンという名の地」を指し、人と人、人と自然が調和して共存する夢の楽園である。「シャングリラ」という語は、英國作家ジエームズ・ヒルトン氏の小説「失われた地平線」に由来する。「英漢大辞典」では「SHANGRI-LA」は世外桃源と訳され、音訳は香格里拉（シャングリラ）である。したがって、「シャングリラ」という語は他の意味合いを有しており、商標法第10条第2項の禁止事由には該当しない。ただし、個々の事案の具体的な状況に基づき、当該標章が商標として商標法第10条第1項第7号などの他の法律規定に違反していないか否かについては、なお審議する必要がある。

2. 請求人は、その登録出願する標章が「商標が地名とその他の文字で構成され、全

体として地名よりも強い他の意味合いを有する」事由に該当すると主張する場合、参考図書の語釈、辞書、専門書および文献資料、相互に裏付け可能なインターネット検索ツール、メディア報道などの証明資料を提出することにより、商標が全体として請求人の主張する他の意味合いを有し、かつ関連公衆に認知されていることを立証することができる。

例1：



本願商標：

主な証拠：

序号	证据名称	证据来源	证据事实	件数	页码	备注
证据 1	北京广播电视台事业单位登记信息	机关赋码和事业单位登记管理平台	证明：复审申请人是由中共北京市委、市政府举办的事业单位。	1	1-11	复印件
证据 2	北京广播电视台的网页、北京广播电视台百度百科	申请人、百度百科	证明：北京广播电视台的历史沿革、简介，并具有极高的知名度和影响力。	1	12-15	复印件
证据 3	网易、品牌网、百度百家号、百度知道关于全国前十电视台排名信息	网易等	证明：复审申请人在全国传媒行业内具有极高的知名度和影响力。	1	16-17	复印件
证据 4	各大网络对于复审申请人获奖情况的宣传	网易、搜狐网等	证明：复审申请人在全国传媒行业内具有极高的知名度和影响力。	1	18-24	网络打印件
证据 5	北京时间的网页、百度百科	申请人、百度百科	证明：北京时间是由复审申请人在中共北京市委宣传部的指导下建立，是北京市对外宣传	1	25-30	网络打印件

			和发声的喉舌，对外代表着北京市的形象。			
证据 6	各大网站对于“北京时间”获奖情况的宣传	申请人及相关网站	证明：“北京时间”及其选定的栏目获得各种奖项的情况，证明“北京时间”具有较高的知名度。	1	31-57	照片及网络打印件
证据 7	“北京时间”微博、抖音号、微信视频号及部分视频截屏	微博、抖音、微信视频号	证明：“北京时间”微博、抖音号、微信视频号粉丝量巨大，“北京时间”具有较高的知名度和影响力，复审商标在微博、抖音、微信视频号头像及视频中使用的情况。	1	58-66	网络打印件
证据 8	“北京时间”app 各大软件网站下载信息	相关网站	证明：“北京时间”app 下载量大，使用人群广泛，使用人多，影响力高，也证明“北京时间”复审商标使用量大，知名度高。	1	67-189	复印件

審理の要点：本願商標中の文字「北京時間」は中華人民共和国全土で採用されている国家標準時間であり、首都北京が位置するGMT+8の時区を示すもので、県級以上の行政区画の地名「北京」とは異なる意味を有する。また、本願商標は請求人の英語名称略称「BRTV」およびその統合メディアプラットフォーム「北京時間」の文字で構成されており、請求人の宣伝・使用証拠により、本願商標の標章が全体として請求人との間に安定した対応関係を形成していることが立証されている。したがって、本願商標は商標法第10条第2項に違反しない。

例2：



本願商標：

主な証拠：高黎貢トレイルランニング大会の紹介、メディア報道。

審理の要点：「貢山」は県級の行政区画名称であるものの、高黎貢山は山地名であり、行政区画とは異なる。本願商標は全体として中国騰冲市高黎貢山地域で開催される超長距離耐久トレイルランニング大会の名称であり、地名以外の他の指向性を備えた意味合いを有する。また、請求人が提出した証拠により、本願商標が全体として当該大会の投資・運営主体である請求人との間に安定した対応関係を形成していることが立証できる。したがって、本願商標は商標法第10条第2項に違反しない。

3. 請求人が、その登録出願する標章が「商標中の地名は他の識別力を備えた要素と相互に独立しており、地名は単に請求人の所在地を真実に表示する役割を果たすにす

ぎない」事由に該当すると主張する場合、請求人の所在地に関する証拠および証明資料を提出することができる。

例：



本願商標：

主な証拠：請求人の情報など。

審理の要点：出願商標は「PARIS」（パリ）を含むものの、請求人の住所はフランス・パリであり、かつ本願商標には、地名と独立している他の識別力を備えた文字「HENRI SELMER」および図形が含まれている。したがって、本願商標は「中華人民共和国商標法」第10条第2項に規定する禁止事由に該当しない。

Q11：本願商標が使用によって識別力を取得したことを立証するために、請求人はどのような側面から証拠を提出すればよいのか。

A：請求人は、本願商標が使用によって識別力を取得したことを証明するため、以下の証拠を提出することができる。ただし、以下の証拠は総合的に考慮する必要があり、いずれか一組の単一の証拠を提出するだけでは、上記の事実を立証するのに不十分である。

1. 実際の販売証拠

(1) 商品・役務の契約書、インボイス、銀行取引明細書、輸出入の証明書類、監査報告書、財務諸表、納税証明書、ECプラットフォームのバックエンドデータ、消費者評価データなど、実際の販売が一定額に達していることを十分に立証できる証拠。

例：



本願商標：

指定商品：書籍など

主な証拠：請求人は、「十万个のなぜ（十万个為什麼）」製品の監査報告書および実際の使用状況などの証拠を提出した。

序号	证据名称	证据来源	待证事实	件数	页码	备注
1	申请人企业名称变更批复及工商证明文件	申请人	申请人企业名称变更情况	1	1-4	
2	申请人 2003-2015 年审计报告	申请人		1	5-92	
3	申请商标的最早使用及目前实际使用情况	申请人	申请商标经过申请人持续的大量使用与宣传，申请商标已具有更强的显著性，已起到区分作用	1	93-115	
4	申请商标从最早使用至今的印数统计表	申请人		1	116-134	
5	申请商标获奖材料	申请人		1	135-140	
6	申请商标媒体报道及广告宣传材料	申请人		1	141-171	

外文有

審理の要点：請求人の監査報告書、書籍販売数量、総印刷数などの証拠は、本願商標の指定使用商品の実際の販売が相当の数量および金額に達していることを十分に立証している。

(2) 商品・役務の継続的な使用期間、販売地域の範囲、販売拠点の分布および販売チャネル、方法、物流情報など、実際の販売が一定の範囲に達していることを十分に立証できる証拠。

例1：

fresh
ROSE FACE MASK

本願商標：

指定商品：化粧品、美容フェイスマスクなど

主な証拠：請求人は、上海、北京、成都、温州、杭州、武漢、西安、長沙、広州、ハルビンなどの地域を網羅する売場情報リスト、取引に対応するインボイスおよび納品書などの証拠を提出した。

7	联营店	浙江省杭州市	浙江银泰百货有限公司	浙江省杭州市延安路 530 号银泰百货一楼 FRESH 专柜	2013 年 8 月 23 日
8	联营店	湖北省武汉市	武汉武商集团股份有限公司武商广场购物中心	湖北省武汉市解放大道 688 号武商广场一层 FRESH 专柜	2014 年 1 月 13 日
9	自营店	北京市	北京首都机场商贸有限公司	北京首都机场 3 号航站楼 国内隔离区 A3W3-3 Fresh 专柜	2014 年 2 月 14 日
10	自营店	上海市	上海帝泰发展有限公司	上海浦东新区陆家嘴西路 168 号一楼 01FL34 FRESH 专柜	2014 年 4 月 9 日
11	联营店	浙江省温州市	温州时代广场购物中心有限公司	浙江温州市鹿城区车站大道 288 号时代广场 1 楼 Fresh 专柜	2014 年 4 月 28 日
12	联营店	陕西省西安市	世纪金花股份有限公司	陕西省西安市西大街 1 号钟楼广场世纪金花购物中心负一层 FRESH 专柜	2014 年 4 月 30 日
13	自营店	浙江省杭州市	杭州大厦有限公司	浙江省杭州市武林广场 1 号杭州大厦购物中心 A 座一楼 Fresh 专柜	2014 年 7 月 11 日
14	联营店	湖南省长沙市	平和堂(中国)有限公司	湖南省长沙市黄兴中路 88 号湖南平和堂商贸大楼一楼 fresh 专柜	2014 年 8 月 30 日
15	自营店	广东省广州市	太古汇(广州)发展有限公司	广州市天河区天河路 383 号太古汇商场裙楼地铁上层 MU27 号 FRESH 店铺	2014 年 9 月 17 日

審理の要点：売場の販売状況および裏付けとなるインボイス、契約書などにより、本願商標の指定商品の販売範囲および継続期間が既に相当な水準に達していることが立証されている。

例2：

本願商標：闪送

指定役務：輸送、宅配サービス（書簡または商品）など

主な証拠：請求人はユーザー数、注文データ、事業展開している都市の範囲、アリリストアにおけるアプリのダウンロード数統計などの証拠を提出した。

闪送北京事務所

在線下單 我的閃送 闪送價格 闪送員招募 闪送企業端 开放平台

6466.99万用户的信赖

6466.99万用户选择使用闪送服务，并成为忠实粉丝。



90个开通城市

90个城市开通服务，随时随地，都可以享受闪送为你生活带来的便捷与贴心。



36.44万闪送员

36.44万闪送员后方助力，充足专业且迅速，更专业、更快捷。



序号	证据名称	证据来源	证明事实	页码
1.	2014-2017年度，闪送品牌市场推广协议及发票、缴费记录（共56份）	申请人	申请人为“闪送”品牌长期大量的市场宣传情况	1-332
2.	“闪送”广告监测报告、广告片视频截图及光盘	申请人	“闪送”品牌已在许多地域且人流密集地带投入了大量宣传	333-1277
3.	2016-2017年度有关“闪送”的明星广告宣传短片（135位明星）	申请人	申请人邀请诸多明星为“闪送”品牌推广助力	1278-1421
4.	关于“闪送”的媒体报道（网络+视频截图）	申请人	“闪送”品牌已具有了较高的知名度和影响力	1422-1871
5.	“闪送”APP在各大应用市场的下载量统计	申请人	“闪送”APP被大量消费者使用，已经具有了较高的知名度和影响力	1872-1877
6.	“闪送”后台管理系统中订单统计数据（4654万余件订单）	申请人	“闪送”APP被大量消费者使用，已经具有了较高的知名度和影响力	1878-1886
7.	“闪送”微信推送文章阅读量统计及公众号用户增长统计	申请人	“闪送”APP被大量消费者使用，已经具有了较高的知名度和影响力	1887-1970
8.	闪送培训站全国开通城市租房协议及店面照片	申请人	全国已有82个城市开通了“闪送”品牌的专人直送业务	1971-2270
9.	闪送员招聘合同	申请人	申请人为拓展业务招聘了大量闪送员，可证明申请人的服务覆盖范围广	2271-2395
10.	闪送员收入证明	申请人	用闪送员的收入间接证明“闪送”服务的覆盖范围广影响力大	2396-2426
11.	2017年度申请人及其品牌所	申请人	“闪送”品牌已具有较高知名度	2427-2434

審理の要点：上記の証拠により、本願商標の指定役務の消費者が相当数に達し、展開する都市の範囲も相当な程度に達していることが立証されている。

2. 販売促進・宣伝証拠

商品・役務が関連公衆に認知されていることを立証するのに十分なラジオ、映画、テレビ、新聞、雑誌、図書検索報告、メディア報道、展示会への参加、協賛番組、有名人の起用、SNSのデータなど。

例：

本願商標：**闪送**

指定役務：輸送、宅配サービス（書簡または商品）など

主な証拠：請求人は、有名人の宣伝動画、メディア報道、WeChatの記事、Weibo（微博）の評価などの証拠を提出了。

片側翻訳及び英訳	審査理由投入大量宣傳
3. 2016-2017 年度有关“闪送” 向明星广告宣传照片 (135 位明星)	申请人邀请诸多明星为“闪送”品牌推广助力 1278-1421
4. 天下“闪送”的媒体报道 (微博+视频截图)	“闪送”品牌已具有了较高的知名度和影响力 1422-1871
5. “闪送”APP 在各大应用市场的下载量统计	“闪送”APP 被大量消费者使用，已经具有了较高的知名度和影响力 1872-1877
6. “闪送”后台管理系统中订单统计数据 (4654 万余件订单)	“闪送”APP 被大量消费者使用，已经具有了较高的知名度和影响力 1878-1886
7. “闪送”微信推送文章阅读量统计及公众号用户增长统计	“闪送”APP 被大量消费者使用，已经具有了较高的知名度和影响力 1887-1970
8. 闪送驿站全国开通城市租房协议及店面照片	全国已有 82 个城市开通了“闪送”品牌的专人直送业务 1971-2270
9. 闪送员招聘合同	申请人为了拓展业务招聘了大量闪送员，可证明申请人的服务覆盖范围广 2271-2395
10. 闪送员收入证明	用闪送员的收入间接证明“闪送”服务的覆盖范围广影响力大 2396-2426
11. 2017 年度申请人及其品牌所	“闪送”品牌已具有较高知名度 2427-2434

17

我部分榮譽			
12. 零博上关于“闪送”的好评记录	申请人	“闪送”品牌已为广大消费者所任何热爱，已具有较高知名度 2435-2543	
13. “闪送”微信推送文章记录	申请人	申请人作为“闪送”品牌推广投入了大量人力、物力 2544-2680	
14. 申请人加入《即时配送服务质量》行业标准起草小组	申请人	申请人在行业内已具有较大影响力 2681-2683	

審理の要点：有名人の宣伝動画、メディア報道、WeChat記事などの証拠により、本願商標が輸送役務において広範な宣伝を通じて関連公衆に認知されていることが立証されている。

3. その他の証拠

指定商品・役務における請求人の受賞歴、インターネット検索の結果、ブランド調

査報告書、業界ランキング、消費者アンケート、権利行使の実績、商標権保護を受けた実績などの証拠。

例：

餓 了 么

本願商標：

指定商品：ダウンロード可能なコンピュータアプリケーションソフトウェアなど

主な証拠：請求人は「餓了麼」の受賞歴、第三者による使用調査報告書、関連判決書などの証拠を提出した。

序号	材料名称	证明事实	頁脚
附件一	“餓了麼”商標及所載文件	申请人及引证商标已经具有极高知名度	1-8
附件二	“餓了麼”系列商标申请注册情况列表	“餓了麼”已经与申请人建立唯一对应联系	9-11
附件三	“餓了麼”商标宣传使用证据	申请人对引证商标享有在先权利，引证商标已经具有极高知名度	12-93
附件四	“餓了麼”APP在各大应用商店的下载情况	引证商标具有极高知名度和影响力	94-122
附件五	中国外卖行业第一份使用研究报告	引证商标具有极高知名度和影响力	123-582
附件六	申请人与各大餐饮商户签订的合作协议	引证商标早于争议商标使用，与申请人已经建立唯一对应关系	583-740
附件七	推广合同及付款凭证	引证商标早于争议商标使用，与申请人已经建立唯一对应关系	741-845
附件八	采购合同及付款凭证	引证商标早于争议商标使用，与申请人已经建立唯一对应关系	846-927
附件九	配送代理协议	引证商标早于争议商标使用，与申请人已经建立唯一对应关系	928-1476
附件十	“餓了麼”有关新闻报道	引证商标已经具有极高知名度和影响力	1477-2393
附件十一	“餓了麼”微信小程序维权证据	申请人注重自身知识产权维护，引证商标与申请人已建立唯一对应联系	2394-2396
附件十二	(2018)京 73 行初 1033 号行政判决书	被申请人申请注册商标缺乏真实的使用意图	2397-2402

（证据详情参见光盘）

審理の要点：上記の証拠により、本願商標がダウンロード可能なコンピュータアプリケーションソフトウェア商品において、一定の影響力と知名度を有することが立証でき、また提供された販売促進契約および取引に対応するインボイス、報道記事などの使用・宣伝証拠を組み合わせることで、申請商標が使用によって識別力を備えていることが立証できる。

Q12：請求人が提出する証拠のうち、無効証拠と判定されやすく、申請商標が使用によって識別力を取得していることを証明できない証拠とは、どのようなものか。

A：請求人が提出する証拠は、証拠の合法性、真実性、関連性を満たす必要がある。以下のような証拠は、本願商標が使用によって識別力を取得していることを立証できない。

1. 本願商標の使用証拠ではない

請求人が提出した証拠が商標として使用した証拠ではなく、または請求人が提出した証拠が本願商標とは異なる、もしくは類似する他の商標の使用証拠である。

例：

本願商標：**劲脆**

指定商品：肉団子など

主な証拠：請求人は企業の受賞歴などの証拠を提出した。

2013年3月13日 双汇集團荣获“市质量教育实践基地称号”；
 2013年6月8日 内蒙古双汇荣获“全国五一劳动奖状”称号；
 2013年7月1日 “河南省优秀工会工作者十大标兵”荣誉称号；
 2013年7月19日 双汇上榜2013《财富》中国500强；
 2013年7月19日 双汇荣获“网友最信赖的食品品牌”称号；
 2013年10月13日 双汇发展总裁张太喜荣获“功勋企业家”称号；
 2013年12月3日 万隆董事长入围第十四届中国经济年度人物候选人；
 2013年12月20日 工会主席刘清德荣获“全国优秀工会工作者”称号；
 2013年12月22日 双汇万隆董事长被评为“影响中国2013年度人物”；
 2014年3月28日 双汇荣获河南省“商标工作示范企业”称号；
 2014年3月28日 双汇荣获“首届中国食品行业十大诚信品牌”；
 2014年5月9日 双汇发展总裁张太喜荣获河南省劳动模范；
 2014年5月21日 双汇集团等十家企业荣获“河南省省长质量奖”；
 2014年7月4日 双汇获中国行业标志性品牌称号品牌价值值355.86亿元；
 2014年7月28日 双汇在京荣获“金箸奖”中国食品标杆企业称号；
 2014年8月23日 《福布斯》发布全球最具创新力公司 双汇双汇居大陆企业榜首。

4

審理の要点：申請人の企業の受賞歴は、本願商標の使用行為ではなく、請求人の経済力や業界での地位を示すにすぎず、本願商標が実際に使用されているかどうかとの間に必然的な関連性がない。上記の証拠は本願商標の標章および指定商品を示しておらず、本願商標が使用によって商品の出所を区別する役割を果たしたことを立証するには不十分であり、「使用によって識別力を取得した」と認定することはできない。

2. 他の商標と組み合わせて使用されており、本願商標が単独の使用によって識別力を取得したことを証明することが難しい証拠

例1：

本願商標：**每天一斤奶营养你要强**

指定商品：粉ミルクなど

主な証拠：請求人は宣伝動画、宣伝ポスターなどの証拠を提出した。



(申请人与国漫顶级IP《姜子牙》、《哪吒》合作的宣传动画广告截图)

(申请商标的部分宣传图样)



審理の要点：上記の証拠はいずれも請求人の商標「蒙牛」と組み合わせて使用されており、一般消費者は「蒙牛」を商標として認識しやすく、「毎日一斤の牛乳、栄養があなたを強くする」を広告宣伝文句として認識する傾向がある。したがって、本願商標は単独で商品の出所を区別する役割を果たしておらず、「使用によって識別力を取得した」と認定することはできない。

例2：

温暖全世界

本願商標： Warm the World

指定商品：衣類など

主な証拠：請求人は宣伝ポスター、報道記事、受賞歴などの証拠を提出した。



ERDOS

2002 年/2006 年	国家质检总局	“鄂尔多斯”羊绒系列产品被评定为“中国名牌产品”
2012 年 6 月	CCMI 羊绒理事会	鄂尔多斯集团成为 CCMI 羊绒理事会唯一中国成员
2015-2018 年	世界品牌实验室 World Brand Lab	连续四年入选《中国五百最具价值品牌排行榜》，且在“服装及纺织品”分区中每年均位列第一位
2015-2018 年	财富 FORTUNE	连续四年入选中国五百强
2017 年	国家工商总局、世界知识产权组织	中国商标金奖
2017 年	亚洲品牌网、香港大公文汇传媒集团、外交部中国亚洲经济发展协会、商务部《国际商报》社	亚洲十大影响力品牌
2018 年	中国企业联合会	国家级企业管理创新成果一等奖



審理の要点：上記の証拠は商標「鄂爾多斯/ERDOS」の受賞歴や宣伝報道などの証拠であり、本願商標「温暖全世界 WARM THE WORLD」との関連性が乏しく、本願商標が指定商品における使用によって役務の出所を区別する役割を果たしたことを立証できず、依然として広告宣伝文句として認識されやすく、「使用によって識別力を取得した」と認定することはできない。

例3：

本願商標：创意感动生活

指定商品：厨房用電気器具、照明器具、室内装飾、包装デザイン、広告などの複数の区分にわたる商品・役務

主な証拠：請求人は、請求人の製品のランキング、メディア報道、会社の年次報告書などの証拠を提出了。

序号	证据名称	证据来源	证明事实	件数	页码	备注
1	附件一：申请人主要产品排名情况的报道	申请人提供	申请人具有良好的声誉和较高的知名度。	1	1~5	复印件
2	附件二：申请人简介	申请人提供	申请人和及其商标具有极高的知名度和美誉度。	1	6~42	复印件
3	附件三：TCL集团股份有限公司2016年度业绩快报	申请人提供	申请人具有良好的声誉和较高的知名度。	1	43~16	复印件
4	附件四：《财富》（中文版）2016年7月13日发布2016年的中国500强排行榜	互联网	申请人具有良好的声誉和较高的知名度。	1	47~54	复印件
5	附件五：搜狐公众平台新闻报道	互联网	申请人具有良好的声誉和较高的知名度。	1	55~57	复印件
6	附件六：申请人从2011年到2016年的年报（部分页面，全套文件备查）	申请人提供	申请人具有良好的声誉和较高的知名度。	1	58~99	复印件
7	附件七：申请人已经对引证商标递交异议申请的材料	申请人提供	申请人已经对引证商标递交了异议申请。	1	—	此证据 作为提交

審理の要点：請求人の企業年次報告書、宣伝報道などの上述の証拠は、本願商標「創意感動生活」との関連性が乏しく、本願商標が指定商品における使用によって役務の出所を区別する役割を果たしたことを立証できず、依然として広告宣伝文句と認識されやすいことから、「使用によって識別力を取得した」と認定することはできない。

3. 他の証拠と相互に裏付けることができず、完全な証拠の連鎖を形成できない証拠例：

本願商標：老貼

指定商品：美容フェイスマスクなど





主な証拠：請求人は製品の写真、販売画面のスクリーンショットなどの証拠を提出した。

審理の要点：製品の写真は請求人自身が作成した証拠であり、証明力が弱く、完全な証拠の連鎖を形成しておらず、取引に対応するインボイス、販売注文書または記録などの裏付けとなる証拠がなく、販売画面のスクリーンショットだけでは、本願商標および商品が実際に流通段階に入っていることを立証できない。したがって、本願商標が使用によって商品の出所を区別する役割を果たしたことを立証するには不十分であり、「使用によって識別力を取得した」と認定することはできない。

Q13：出願人が地理的表示商標を登録出願する主体資格を備えていることを証明するには、どのような証拠を提出すればよいのか。

A：地理的表示団体商標、証明商標の出願人は、営利を目的としない団体、協会またはその他の組織であり、かつその事業範囲が監督下で使用される地理的表示商品に関連している必要がある。出願人は、社会団体法人登記証書、事業単位法人証書、本国（原属国）での法律的保護の証明書類などの証拠を提出して、その主体資格を証明することができる。

例：

Montagne Saint-Emilion
蒙塔涅-圣埃米利永

商標の種類：地理的表示団体商標

指定商品：ワイン

主な証拠：2006年11月9日付フランス農業漁業省令第2006-1371号の公証認証書およびその翻訳文

審理の要点：上記の証拠は、出願人がフランス農業漁業省により法令に基づき認定された業界団体であり、フランス国内外においてボルドー原産地呼称統制（AOC）ワインの評判を高めるためにあらゆる必要な手段を用いることができ、かつボルドー原産地呼称統制（AOC）ワインの市場流通後の品質を監視する権限を有することを立証している。したがって、本願商標は地理的表示団体商標の出願人の主体資格要件を満たしている。

Q14：出願人が地理的表示商標を登録出願し、かつそれを管理監督する権利を有していることを証明するには、どのような証拠を提出すればよいのか。

A：国内の出願人は、当該地理的表示が指示する地域を管轄する県級以上の人民政府または主管部門の承認書類を提出する必要がある。承認書類には、認可機関が出願人による当該地理的表示の集団商標・証明商標の登録出願および監督管理を承認する旨が明記されていなければならない。

国外の出願人が、当該地理的表示が出願人の名義で本国（原属国）において法律的保護を受けていることの証明書類を提出した場合は、通常、本国が国外出願人の名義で当該地理的表示を保護することに承諾しているものとみなされる。

例：

FIJI PURE MAHOGANY

商標の種類：地理的表示の証明商標

指定商品：人工栽培マホガニー

主な証拠：フィジー政府マホガニー産業（許可およびブランド化）2011年法令およびその中国語翻訳文（全文）、「FIJI PURE MAHOGANY」証明商標使用管理規則、フィジーマホガニープラント使用議定書および基準、フィジー共和国2010年マホガニー産業発展法令およびその2014年一部改正内容の公証書およびその中国語翻訳文など

審理の要点：上記の証拠は、地理的表示「FIJI PURE MAHOGANY」が出願人の名義でフィジー共和国において法律的保護を受けている事実を立証している。即ち出願人の本国（原属国）が出願人の名義による当該地理的表示の保護に承諾していることを立証している。

Q15：出願人が地理的表示商標の指定使用商品における特定品質を監督・検査する能力を備えていることを証明するには、どのような証拠を提出すればよいのか。

A：出願人は、自身が地理的表示商標の指定使用商品における特定品質を監督・検査する能力を備えていることを立証することができる。その証拠には、出願人の検査資格証明書、検査員名簿および検査設備リストが含まれていなければならない。

出願人はまた、委託検査を通じて、自身が地理的表示商標の指定使用商品における特定品質を監督・検査する能力を備えていることを立証することもできる。その証拠には、委託検査契約書、受託者の検査資格証明書、検査員名簿および検査設備リストが含まれていなければならない。委託検査契約書は合法かつ有効である必要があり、その契約書には、委託検査の内容が地理的表示商標の指定使用商品における特定の品質であり、一般的な品質ではないことが明記されていなければならない。

検査資格証明書、委託検査契約書、検査員名簿および検査設備リストには、いずれも発行側の公印が押されていなければならない。

例：



商標の種類：地理的表示の証明商標

指定商品：焼き甘栗

主な証拠：「委託検査契約書」「検査機関資格認定証」

審理の要点：上記の証拠により、出願人と検査機関との間に合法的かつ有効な委託関係が存在し、かつ受託機関が食品検査の資格を有していることを証明できる。

Q16：出願人が地理的表示商標の指定使用商品における特定の生産地域範囲を立証するためには、どのような証拠を提出すればよいのか。

A：地理的表示商標の使用指定商品は、特定の生産地域範囲に由来するものでなければならない。出願人が特定の生産地域範囲を証明するために提出する証拠資料には、県誌、農業誌、製品誌、年鑑、教科書などの文献資料、または現地の人民政府もしくは主管部門が発行する証明書類が含まれる。上記の証拠資料は、特定の生産地域範囲の画定について、明瞭かつ明確、具体的でなければならず、また証拠資料同士、および証拠資料と出願人の商標使用管理規則との間で相互に裏付け合うことができなければならない。

例：

孟连小香蒜

商標の種類：地理的表示の証明商標

指定商品：生ニンニク

特定の生産地域範囲：孟連県景信郷朗勒村

主な証拠：孟政函（2019）3号、「孟連年鑑2016」

審理の要点：孟連県政府の承認書類では、「孟連小香ニンニク」の生産地域範囲を孟連県管轄下の朗勒村のみに限定しているが、出願人は商標使用管理規則において同村を「主な産地」と定義しており、特定の生産地域範囲に関する両者の定義に不一致がある。さらに「主な産地」という表現は明瞭かつ明確、具体的とは言えない。また、「孟連年鑑2016」には「孟連小香ニンニク」の特定の生産地域範囲が孟連県朗勒村であるとの明確な記述がなく、孟連県人民政府の承認書類と相互に裏付け合うことができない。

Q17：出願人が地理的表示商標の指定使用商品における特定の品質を証明するためには、どのような証拠を提出すればよいのか。

A：出願人は、地理的表示商標の指定使用商品が特定の生産地域範囲外の同類商品とは区別される特定の品質を有していることを立証しなければならない。特定の品質には、商品の官能特性、理化学的特性または特殊な製造方法などが含まれる。出願人が商標使用管理規則において、地理的表示商標の指定使用商品の特定の品質を説明するときは、定性的な記述に加え、若干の定量的な指標も記載しなければならない。

例：

含山芝麻油

商標の種類：地理的表示の証明商標

指定商品：ごま油

主な証拠：「含山ごま油」紹介冊子、「『含山ごま油』地理的表示の証明商標使用管理規則」

審理の要点：出願人は、「含山ごま油」の特定の品質について、「特徴は赤褐色で、口当たりが滑らか。香りが濃厚で、かすかに焦げたような香りがする。長期間保存しても風味が損なわれず、清澄透明で沈殿物がない。主成分は不飽和脂肪酸で85～90%を占め、オレイン酸とリノール酸の割合は1：1。理化学的指標は以下のとおり。カロリー \geq 898.00kcal (3753kJ) /100g、炭水化物 \geq 0.13g、タンパク質 \geq 0.10g、脂質 \geq 99.00g」と説明している。

出願人は「含山ごま油」が有する特定の官能特性および理化学的特性を説明しており、これにより「含山ごま油」が特定の生産地域範囲外の他の同類商品と区別される特定の品質を有することを立証できる。

出願人が地理的表示商標の指定使用商品の官能特性を単に記述するだけで、若干の理化学的指標に関する説明を欠く場合は、当該商品が特定の生産地域範囲外の他の同類商品と区別される特定の品質を有することを立証することはできない。

例：

庄元灰树花

商標の種類：地理的表示の証明商標

指定商品：マイタケ（乾燥）

主な証拠：「『慶元マイタケ』地理的表示の証明商標使用管理規則」

審理の要点：出願人は「慶元マイタケ」の特定の品質について、「カサが多く密であり、茎が短く、見た目が良い。商品力が高く、食感が良い……」と説明しているが、「慶元マイタケ」が特定の生産地域範囲外の他の同類商品と区別される特定の品質を有することを立証することはできない。

Q18：地理的表示商標の指定使用商品における特定の品質、評判またはその他の特徴が主に特定の生産地域範囲における自然的要因または人的要因に由来することを立証するには、どのような証拠を提出すればよいのか。

A：出願人は、地理的表示商標の指定使用商品における特定の品質、評判およびその他の特徴と、特定の生産地域範囲の土壤、気候、地形、水質などの自然的要因、または特有の技法、伝統技術、原料の配合、方法などの人的要因との間に不可分の関連性があることを説明しなければならない。

出願人は、単に自然的要因や人的要因を羅列するだけではなく、上記要因と商品の特定の品質との間の因果関係に主眼を置いて説明しなければならない。出願人は、具体的な時期、具体的な環境要素または生産技術が商品の特定の品質に具体的にどのような影響を与えるのかを明確かつ完全に説明しなければならない。

例：



商標の種類：地理的表示の証明商標

指定商品：黒ニンニク（加工されたニンニク）

主な証拠：「金郷黒ニンニク」地理的表示の証明商標使用管理規則

審理の要点：金郷県は例年10月上旬の日平均気温が17.6°Cであり、冬に入る前にニンニクの苗が「5葉1心（訳注：5枚の葉と1本の芯）」という丈夫な苗に育つのに適しており、安全に越冬できる。翌年3月下旬から4月上旬はニンニクの生育期にあたり、ニンニクの生育において最も重要な時期であり、高めの地温が必要となる。金郷県はこの時期の例年平均気温は12.3°Cと非常に適しており……。金郷黒ニンニクとは、身が締まった完全な形の、カビのない金郷産ニンニクを外皮付きで現地の弱アルカリ性の水に浸し、乾燥させた後、60°C～90°Cの高温多湿な密閉容器の中で40日間特殊発酵させて作られる。

出願人は、「金郷黒ニンニク」が表示する地域範囲の自然的要因と人的要因が商品の特定の品質に影響を与える過程を丁寧に説明しており、因果関係の説明が明確かつ完全である。

Q19：地理的表示が客観的に存在すること、およびその評判を立証するには、どの

ような証拠を提出すればよいのか。

A：出願人は、地理的表示が長期にわたり客観的に存在していること、およびその評判の状況を証する証拠資料を提出しなければならない。出願人が提出する証拠資料には、地理的表示の名称、特定の品質および評判についての明確な記載が必要であり、かつ公開出版された書籍、国レベルの専門誌、古書などの資料でなければならない。通常、原本を提出すべきであるが、発行機関の公印が押された表紙、著作権表示ページ、内容ページの写しを提出することも可能である。

例：

清苑西瓜

商標の種類：地理的表示の証明商標

指定商品：生鮮スイカ

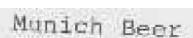
主な証拠：「保定市清苑年鑑2019」、「保定市清苑年鑑2020」

審理の要点：申請人は2021年12月7日に登録出願したが、提出された上記公刊物の証拠は、「清苑スイカ」の地理的表示が長期にわたり客観的に存在していること、およびその評判の状況を立証するには不十分である。

Q20：中国を指定した地理的表示商標の領域指定延伸の出願人は、拒絶査定不服審判において、どのように証拠資料を提出すべきか。

中国を指定した領域指定延伸の出願人が地理的表示の団体商標・証明商標の保護を求める場合、当該商標がマドリッド協定議定書に基づく国際事務局（以下、WIPO国際事務局）の国際登録簿に登録された日から3か月以内に、商標代理機構を通じて国家知識産権局商標局国際処に主体資格証明書類と使用管理規則を提出しなければならない。提出できない場合は、拒絶査定不服審査手続きにおいて提出するものとする。地理的表示が国外出願人の名義で本国（原属国）の法律的保護を受けていることの証明は、地理的表示の構成要素を立証するための予備的証拠とすることができます。

例：



商標の種類：地理的表示の団体商標

指定商品：ビール

主な証拠：ミュンヘン醸造所連合会員名簿（名称および住所を含む）、本願商標使用管理規則「商品原産地表示Munich Beerに関する標章条例」およびその翻訳文、地理的表示の監督・管理規定「RAL-0172号Munich Beer地理的表示及び原産地名称管理規則」およびその翻訳文、本国における法律的保護の証明資料「欧州経済共同体農産物・食品に係る地理的表示及び原産地保護規則

(EEC) 第2081/92号」と「欧洲共同体 (EC) 第1549/98号規定」およびその翻訳など

審理の要点：本願商標は、中国を指定した領域指定延伸による保護の出願であり、国際公告には商標の種類が「団体商標、証明商標または保証商標」と記載されている。初審手続きにおいて、出願人は商標局国际処に証拠を提出しなかった。不服審判手続きにおいて、出願人は商標の種類が地理的表示団体商標であることを明確にし、上記の証拠を追加提出した。これにより、当該商標が中国商標法における地理的表示団体商標の出願登録に関する規定に適合することを立証した。

2023年11月7日、「外国公文書の認証を不要とする条約（ハーグ条約）」が中国において発効したことにより、中国の条約加盟に異議を唱えない締約国の出願人が中国に提出する公文書については、条約の規定に基づき、認証手続きが免除される。

非締約国または中国の条約加盟に異議を唱える締約国の出願人は、地理的表示の集団商標・証明商標を出願する際、国外で作成された関連書類について、認証手続きを経たうえで提出しなければならない。これらの資料には、出願人の主体資格証明書類、当該地理的表示が出願人の名義で本国において法律的保護を受けていることの証明書類、出願者が当該地理的表示を監督・管理する権利を取得していることの証明資料、出願人の検査能力証明資料などが含まれる。

Q21：拒絶査定不服審判において、商標代理機構はどのように認定されているのか。

A：商標代理機構には、商標局に届出を済ませて商標代理業務に既に従事し、または従事する予定の会社や法律事務所などの機構が含まれる。また、商標局に商標代理機構としての届出はしていないものの、事業範囲に「商標代理」「知的財産権代理」「商標代理サービス」「商標登録手続き代行」「商標登録証書代行サービス」「專利・商標の申告」「知的財産権の申告」「知的財産権の出願」など、他人の委託を受け、委託人の名義で商標登録事項を取り扱うなどの商標代理業務の意味合いを指し示す経営項目を明確に記載している市場主体も含まれる。商標代理業務の意味合いを明確に指し示さないその他の知的財産権サービス類の経営項目については、個別の事案において、提出されている具体的な証拠に基づき判断する。

Q22：出願人は商標登録出願時に事業範囲に「商標代理」を含んでいたが、拒絶査定不服審判時に当該事業項目を既に削除していた場合は、商標法第19条第4項を適用しないことが認められるか。

A：認められない。商標登録出願時の出願人の事業状態を基準とすべきであり、商標登録出願の提出後に出願人が「商標代理」関連項目を削除または変更した場合でも、拒絶査定不服審判においては、なお商標法第19条第4項に違反すると判断される。

例：

云茶智会

本願商標：

指定使用役務項目：広告、ならびに小売目的で通信媒体上に商品を展示することなど

主な証拠：出願人の新たな営業許可証、変更情報など。

審理の要点：出願人の変更後の事業範囲からは「商標代理」項目が削除されているが、出願人が商標登録出願を行った時点において、その事業範囲には商標代理項目が含まれており、商標法第19条にいう商標代理機構に該当する。商標代理機構は、その代理サービスについて本願商標を登録出願する場合を除き、他の商標の登録出願を行うことはできない。したがって、出願人が企業の事業範囲を変更したとしても、本願商標の出願が同条に違反していないと認めることはできない。

Q23：本願商標は商標代理機構によって登録出願が提出されたが、出願過程において非商標代理機構に譲渡された場合は、商標法第19条第4項に違反しないと認められるか。

A：認められない。本願商標の譲渡・譲受の当事者が双方とも商標代理機構でない場合に限り、拒絶査定不服審判の請求人は、挙証を通じて商標法第19条第4項に違反していないことを立証できる。本願商標に譲渡が生じた場合、請求人は、本願商標の登録出願時から拒絶査定不服審判の審理時までにおいて、譲渡・譲受主体の事業範囲に「商標代理」「知的財産権代理」「商標代理サービス」「商標登録手続きの代行」「商標登録証書代行サービス」「専利・商標の申告」「知的財産権の申告」「知的財産権の出願」など、他人の委託を受け、委託人の名義で商標登録手続きを行うなどの商標代理の意味合いを指し示す事業項目が含まれていないことを立証するため、譲渡・譲受主体の営業許可証などを提出しなければならない。

例：

牛商

本願商標：

主な証拠：当初の出願人である天津XX科技發展有限公司と譲受人である天津XX網絡有限公司の営業許可証

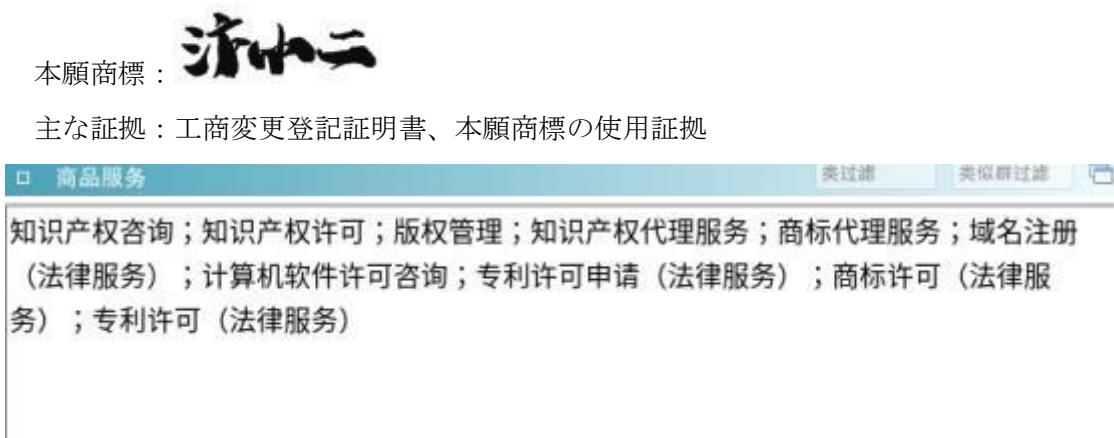
審理の要点：本願商標の当初の出願人である譲渡人と譲受人は、いずれも本願商標出願日前に法に基づき事業範囲を変更して「知的財産権代理」事業を削除している。したがって、本願商標の登録出願の時点において、両社はいずれも商標法第19条第4項に規定する「商標代理機構」には

該当しない。

Q24：商標法第19条第4項に規定する商標代理機構が登録出願できる「代理サービス」とは、具体的にどのようなサービス項目を指すのか。

A：商標代理機構は、「類似商品及び役務区分表」の類似群コード4506の役務において商標登録を出願する場合に限り、商標法第19条第4項の規定に違反しないと判断される。

例：



審理の要点：本事案の出願商標は指定使用役務が類似群コード4506のサービスであることから、出願人が商標代理機構に該当する場合であっても、知的財産権代理などの関連サービスにおいて商標登録を出願することは、商標法第19条第4項の禁止規定に違反しない。

Q25：拒絶査定不服審判において、商標法第22条が問題となるのは主にどのような場合を指すのか。

A：商標法第22条第1項は、商品区分および商品名称の記載について、規定の商品分類表に従わなければならぬと定めている。同項は、拒絶査定不服審判において、主にマドリッド協定議定書に基づく国際登録の領域指定延伸が中国での保護を求める場合に問題となる。国内出願において商品・役務分類に不備がある場合、通常、形式審査の段階で補正により解消され、または受理されないため、実体審査において拒絶され、拒絶査定不服審判に至ることはない。商標法第22条を適用して拒絶された国際登録商標の拒絶査定不服審判においては、商品・役務には主に以下の問題が存在する。

1. 中国の商品・役務区分の要件に適合しない。例えば商品・役務名称の用語が不明瞭で区分が困難、または具体性に欠ける。「医薬品 (pharmaceuticals)」は中国では認められず、人用か獣医用かを明記しなければならない。

2. 中国で現在認められている商品・役務の範囲を超えている。例えば、第35類の小

壳・卸壳役務、第28類の博彩（カジノとも訳される）用品、第41類の博彩（カジノとも訳される）役務、ならびに仮想商品・一部の仮想役務¹、または非代替性トークン（NFT）に関連する商品・役務など。

Q26：商標法第22条を適用して拒絶された国際登録商標について、拒絶査定不服審判請求を行う際、どのようにすればよいのか。どのような証拠を提出すべきか。

A：国際登録出願人が、拒絶された商品・役務について、中国の商品・役務区分の要件に適合するよう限定修正を希望する場合は、以下の手続きをとることができる。

- (1) WIPO国際事務局に対し、減縮・抹消などの国際登録の事後手続を申請する。
- (2) 商標局に対し、拒絶査定不服審判の審理中止を申請する。その際、WIPO国際事務局に減縮・抹消などの事後手続を既に申請済みである旨を理由とし、相応の証拠を提出する。
- (3) WIPO国際事務局が申請人の国際登録の事後手続申請を受領した旨を商標局に通知し、商標局が申請人の当該申請に対して審査し結論を下した後、当該拒絶査定不服審判の審理再開を申請する。

国際登録出願人が一部の商品・役務についてのみ不服審判を請求し、その他の中国の商品・役務区分要件に適合しない商品・役務について請求を放棄する場合は、拒絶査定不服請求書において、その旨を具体的に明記しなければならない。

1. 登録の減縮・抹消は国際登録の事後手続に該当するため、国際登録の申請人はWIPO国際事務局に申請する。

減縮・抹消は、単に一部の商品・役務を削除するだけでなく、商品・役務の記載内容を変更する、いわゆる限定修正を行うことができる。減縮後の商品・役務は、当該国際登録商標の当初の商品・役務範囲を超えてはならず、また中国で現在認められていない商品・役務項目を追加することもできない。

申請人は、WIPO国際事務局に事後手続を実際に申請したことを証明する証拠を提出しなければならず、また、商標局に対し拒絶査定不服審判の審理中止を申請すること

¹当局は新分野・新業態の発展を継続的に注視し、商品・役務区分の研究を強化することで、新分野・新業態における商標登録ニーズに迅速に対応し、商品・役務項目の受容範囲を拡大している。出願人の便宜を図るため、当局は新産業・新業態に係る商品・役務項目を継続的に公表しており、現在公表済みの受容可能な仮想役務には以下のものが含まれる。3503 仮想環境内におけるプロダクトプレイスメントを通じた他者のためのマーケティング、3802 仮想環境内におけるチャットルームの提供、3802 業務協働のための仮想現実ベースのオンラインフォーラムの提供、4105 娯楽目的の仮想環境内における旅行シミュレーション役務の提供、4105 仮想環境内における娯楽役務の提供、4220 仮想環境のホスティング、4220 業務協働のための仮想現実ベースのソフトウェアプラットフォームのホスティング。

ができる。WIPO国際事務局は当該申請を受領した後、商標局に通知し、商標局が申請人の当該申請について審査し結論を下した後、拒絶査定不服審査の審理が再開される。

例1：

拒絶理由：「スマートウォッチ」という商品・役務は、用語が不明瞭で区分できないため、中国では認められない。第9類として維持する必要がある場合は、「スマートウォッチ（データ処理）」と再表示しなければならない。また、「眼鏡製品」という商品・役務も中国では認められない。

主な証拠：限定申請の承認通知書、商標登録原簿およびその翻訳文など



審理の要点：不服審判における審理の結果、以下の点が明らかになった。請求人が提出した国際登録の商品・役務減縮申請は、当局の承認を経て、減縮後の商品・役務の内容が「眼鏡用ストラップ、眼鏡レンズ、サングラス用レンズ、眼鏡用パッド、スポーツ用眼鏡製品、スポーツ用ゴーグル、スマートウォッチ（データ処理）」となった。本願商標指定使用の不服審判対象の商品・役務は、現在の中国の商標登録出願における商品・役務名称の規定に適合しているため、本願商標の登録出願は商標法第22条に違反しない。

例2：

拒絶理由：中国ではトーケン関連商品・役務における商標登録は認められないため、出願による第9類「Downloadable image files containing artwork authenticated by non-fungible

tokens (NFTs) (非代替性トークン (NFT) によって認証された芸術作品を含むダウンロード可能な画像ファイル)」の商品・役務における登録出願を拒絶する。

主な証拠：減縮申請書 (Limitation)

WIPO MADRID	Active
1729082-DIGIDAIGAKU	Printed: 2024-02-01 13:45 (v11.13761)
180 Expected expiration date of the registration/renewal 11.04.2033	450 公告号和日期 2023/45公告, 2023年11月23日
450 Publication number and date 2023/45 Gaz, 23.11.2023	270 申請語言 英语 副标题： 通过安全令牌 (加密装置) 验证的包含艺术品的可下载的影像文件
270 Language of the application English List limited to:	580 登記日期 2023年10月30日
09 Downloadable image files containing artwork authenticated by security tokens [encryption devices].	
580 Date of recording 30.10.2023	

審理の要点：商標局は請求人の商品・役務に関する減縮申請を承認した。したがって、本願商標の登録は商標法第22条の規定に違反しない。

例3：

拒絶理由：トークンに関する商品・役務は、中国において認められない項目であり、小売、卸売および関連役務も、中国において認められない項目である。

主な証拠：限定申請後の商品・役務の登録簿情報

<p>WIPO MADRID The International Trademark System</p> <p>马德里国际商标系统 (摘译)</p> <p>我方卷号: 921/1760057101 对方卷号: SHM-3720-XM/CN</p> <p>有关国际注册: 见下</p> <p>继受者:</p> <p>下文所述的限定已在国际注册记录中进行了国际注册登记，并将在第 43/2023 号 WIPO 国际商标公告上公布。</p> <p>限定范围: 见下</p> <p>登记日期: 2023 年 9 月 26 日</p> <p>世界知识产权组织国际局</p>	<p>商品和服务清单限定: 限定清单:</p> <p>09 可下载的虚拟商品，即以用于在线和在线虚拟世界的下述商品为特色的计算机程序：化妆品、肥皂、香料、梳洗用品、护肤制剂、彩妆品、身体护理制剂、脸部护理制剂及护发制剂；在线虚拟世界中使用的化妆品和美容用品形式的可下载虚拟商品；可下载的多媒体文件，包含艺术品、文本、音频和视频文件；用于提供在线虚拟环境接入服务的可下载软件；下述用途的可下载的计算机软件，即用于在线环境、虚拟在线环境和扩展现实虚拟环境中访问和使用的数字动画和非动画设计和角色、虚拟化身、数字叠加和皮肤的创建、制作和修改；用于参与社交网络和与在线社区互动的可下载软件；用于访问和流式传输多媒体娱乐内容的可下载软件。</p> <p>35 为零售目的在传播媒体上展示下述领域虚拟商品：化妆品、肥皂、香料、梳洗用品、护肤制剂、彩妆品、身体护理制剂、脸部护理制剂及护发制剂；通过在化妆品领域的传播媒体上展示下述虚拟商品来为他人进行销售：化妆品、肥皂、香料、梳洗用品、护肤制剂、彩妆品、身体护理制剂、脸部护理制剂及护发制剂；为下述领域虚拟商品和相关服务的买卖双方提供在线市场：化妆品、肥皂、香料、梳洗用品、护肤制剂、彩妆品、身体护理制剂、脸部护理制剂及护发制剂；通过传播媒体呈现虚拟商品以及提供线下实物配送等方式为他人销售下述商品：化妆品、肥皂、香料、梳洗用品、护肤制剂、彩妆品、身体护理制剂、脸部护理制剂及护发制剂；为消费者提供商品和服务选择方面的商业信息和建议。</p>
--	---

審理の要点：

一. 申請人が商標局に減縮申請書を提出し、商標局が申請人の第9類商品・役務に対する減縮申請を承認した。したがって、本願商標の第9類商品・役務における登録は、商標法第22条に違反しない。

二. 第35類に対して申請人が提出した限定申請は、原指定役務の範囲を拡大するものであったため、申請人による第35類役務に係る国際登録の減縮申請は無効とされた。したがって、本願商標の第35類における領域指定延伸による保護の申請は、依然として小売および関連役務が中国における商標登録で認められない場合に該当することから、本願商標の上記役務における領域指定延伸による保護の申請は、商標法第22条に違反する。

2. 放棄する場合、申請人が別途証拠を提出する必要はなく、当該放棄された商品・役務について商標局の拒絶決定が既に発効したものとみなされる。

例：

拒絶理由：中国では商標登録分野において、小売、卸売および関連役務が認められていない。

審理の要点：申請人が「世界的なコンピュータネットワークを通じた旅行者向けの国際通信データ通信量の小売および卸売役務の提供。店舗および世界的なコンピュータネットワークを通じたSIMカード、メモリーカード、テレホンカード、キャッシュカード、プリペイドテレホンカード、ICチップカード、国際データ通信量付きSIMカードおよびeSIMカードなどの各種カードの小売および卸売役務の提供」に係る登録出願を放棄した。したがって、本願商標の登録は「商標法」第22条に違反しない。

Q27：商標法第30条および第31条に該当しないことを立証する証拠には、どのようなものがあるか。

A：商標の類似性と商品・役務の類似性は、商標法第30条および第31条を成立させるための2つの要件であり、商標の権利状態や商品・役務の事実状態に変化が生じれば、いずれも混同を生じさせる基礎が消滅することになる。請求人は混同を生じさせる基礎が既に存在しないことを証明するため、以下の証拠を提出することができる。

1. 本願商標に係る優先権の享受

申請人が優先権を主張する場合は、商標登録出願時に書面による申立てを行い、かつ3か月以内に1回目に提出した商標登録出願書類の副本を提出しなければならない。

例：

本願商標は、2022年8月26日に商標局に登録出願されたが、引用商標（出願日2022年5月26日）との間に商標法第30条の状況を構成するとして拒絶された。申請人は拒絶査定不服審判手続において、優先権を享受する証拠資料を提出することができる。

主な証拠：本願商標の優先権日を示すオーストラリア知的財産庁が発行した商標受理通知書お

上びその中国語翻訳文

澳大利亚政府
澳大利亚知识产权
2022年4月14日

提供世界领先的知识产权制度
电话: 1300651010
国际: +61262832999
www.ipaustralia.gov.au
ABN: 38113072755

您的商标申请已被接受。

澳大利亚

兹证明该签署的文件为真本
于 2022 年 8 月 24 日签字
(签名)

丽贝卡·安·利顿

维多利亚州墨尔本级朗斯代尔街 456 号 11 楼, 邮编号 3000
法律职业统一法(维多利亚州)意义上的澳大利亚法律从业人员

商标编号:
参考案号:
商标名称:
申请人名称:

亲爱的申请人:

您的商标申请已被提前审查并已被接受, 但是根据澳大利亚加入的国际协议, 您的商标目前无法进行注册。这是因为澳大利亚知识产权局必须遵守公约申请的优先日期最长 6 个月的国家。



您的商标概要

商标详情
商标名称:
商标编号:
提交日期:

2022 年 02 月 28 日

申请人详情
申请人名称:
澳大利亚公司编码:
申请人地址:

代理人详情
代理人名称:
代理人地址:

兹证明该签署的文件为真本
于 2022 年 8 月 24 日签字
(签名)

丽贝卡·安·利顿
维多利亚州墨尔本级朗斯代尔街 456 号 11 楼, 邮编号 3000
法律职业统一法(维多利亚州)意义上的澳大利亚法律从业人员

商品和服务
类别: 16

剪贴集; 影集; 纸制品剪贴集; 纸制剪贴集; 纸制垫; 纸; 纸垫; 纸垫
合垫(文具); 手工纸; 与手工有关的纸制品; 纸制手工艺材料; 手工艺

Your Application Summary

Trade mark details:

Trade mark:
Trade mark number:
Filed on:

28 February 2022

Applicant details:

Applicant name:
ABN:
Applicant address:

Australia

Representative details:

Representative name:
Representative address:

Australia
I certify this to be a true and correct copy of
the original that has been sighted by me.
Date: 29/01/21
Rebecca Ann Lilton
Level 11/454 Lonsdale Street Melbourne VIC 3000
An Australian legal practitioner within the meaning
of the Legal Profession Uniform Law (Victoria)

Goods and services:

Class: 16
Scrapbooks; Albums; Albums being paper articles; Albums made of

審理の要点: 本願商標は優先権を享受しており、その優先権日である2022年2月28日は引用商標の出願日である2022年5月26日より前であるため、引用商標は本願商標の先行権利上の障害を構成しない。

2. 商品・役務の非類似

(1) 申請人が一部の商品・役務について不服審判請求を自ら放棄することにより、商品・役務が非類似となる。

(2) 現行の「類似商品及び役務区分表」に基づいた結果、商品・役務が非類似となる。

例:

--	--

<h1>蜜蜂心选</h1>	
本願商標：（2024年登録出願）	引用商標（1982年登録出願）
指定商品：医用ヨモギ、中薬剤（生薬）、医用硬膏、水剤、泥敷剤、膏剤、艾巻（もぐさ棒）、貼付剤（パッチ剤）	指定商品：オブラーート

拒絶理由：本願商標の指定使用商品である「医用ヨモギ、中薬剤（生薬）、医用硬膏、水剤、泥敷剤、膏剤、艾巻（もぐさ棒）、貼付剤（パッチ剤）」（第0501類似群）と、引用商標の指定商品「オブラーート」（第0501類似群）は類似商品に該当する。したがって、本願商標は引用商標との間に商標法第30条に規定する状況を構成するため、本願商標の登録出願は拒絶された。

主な証拠：「類似商品及び役務区分表（最新版）」（「食用ライスペーパー」が第3009類似群に分類されている）

審理の要点：商標拒絶査定不服審判において、同一または類似の商品・役務の認定は、引用商標の登録出願時の区分表ではなく、現行版の区分表を参照すべきである。したがって、審理時の区分表を参照すると、本件出願商標の指定使用商品である「医用ヨモギ、中薬剤（生薬）、医用硬膏、水剤、泥敷剤、膏剤、艾巻（もぐさ棒）、貼付剤（パッチ剤）」（第0501類似群）と、引用商標が使用を認められている「オブラーート」商品（第3009類似群）は類似商品に該当しない。

(3) 国内出願商標については、商品・役務を減縮した後、商品・役務は非類似となる。マドリッド協定議定書に基づく国際登録商標（以下、マドプロ国際登録商標）については、商標・役務の一部抹消または減縮を行った後、商品・役務は非類似となる。

申請人は、関連する審判請求書および理由書を提出し、商標局に対し商品・役務の減縮を申請したこと、または世界知的所有権機関（WIPO）に対し商品・役務の一部抹消もしくは減縮を申請したことを通知しなければならない。商標局により承認されれば、本願商標と引用商標の指定商品・役務は類似商品・役務を構成しなくなる。上記の申請が商標局により既に承認されている場合、申請人は商品・役務減縮承認通知書、本願商標の最新の商標登録簿などの証拠も提出することができる。

例1：

本願商標：
句町咖啡

拒絶理由：本願商標と引用商標が商標法第30条の状況を構成するため、本願商標の登録出願は拒絶された。

主な証拠：

1. 商品・役務項目減縮申請書

2. 商品・役務項目減縮申請承認通知書

<p>2024-10-28 2024-10-28 代理人: 网上申请 TMS-S5001</p> <p>删减商品/服务项目申请书</p> <p>申请人名称(中文): 有限公司 申请人名称(英文): 统一社会信用代码: 申请人地址(中文): 广西壮族自治区 申请人地址(英文): 邮政编码: 联系人: 电话: 代理机构名称: 代理机构名称: 商标申请号: 是否共有商标: <input checked="" type="checkbox"/> 是 <input type="checkbox"/> 否 类别: 30 删减商品/服务项目: 1. 加奶咖啡饮料 2. 咖啡制剂的饮料 3. 巧克力饮料 4. 咖啡饮料 5. 咖啡用调味品 (截止)</p> <p>【承诺】申请人和代理人、代理机构知悉提交虚假材料或隐瞒重要事实等行为属于失信行为; 承诺遵循诚实信用原则、申请行为系申请人真实意思表示, 所申报的事项和所提供的材料真实、准确、完整; 知悉承诺不实或未履行承诺, 将承担信用管理失信惩戒等不利后果。</p> <p>申请人章戳(签字): 代理人章戳(签字): 代理人签字: 1 of 1</p>	<p>国家知识产权局 地址: 北京市西城区茶马街1号 邮政编码: 100055 邮政编码: 广西壮族自治区 发文编号: 2024 有限公司</p> <p>商标删减商品/服务项目申请核准通知书</p> <p>申请日期 2024年10月28日 删减申请号 2024 商标申请号: 类别 30</p> <p>西林县农村投资有限公司: 你(单位)提交的第号商标的删减商品/服务项目申请, 我局予以核准。 当事人如不服本决定, 可以依据《行政复议法》规定, 自收到本通知之日起六十日内向国家知识产权局申请复议; 也可依据《行政诉讼法》规定, 自收到本通知之日起六个月内向北京知识产权法院起诉。</p> <p style="text-align: right;"></p>
---	---

審理の要点: 請求人が商標局に対し商品減縮申請を行い、承認を経て、本願商標の第30類「コーヒー飲料、コーヒー用調味料、ミルク入りコーヒー飲料、コーヒー製飲料、チョコレート飲料」に係る出願を減縮した。したがって、本願商標指定使用の他の商品は、引用商標の指定商品と類似商品を構成しない。

例2:

SSAT
本願商標:

商標の種類: マドプロ国際登録商標

拒絶理由: 本願商標は引用商標との間に商標法第30条の状況を構成するため、本願商標の第6類「チタンまたはチタン合金、チタン合金製金属板、金属製管(チタン合金製)」などに係る全指定商品について、中国における領域指定延伸による保護の申請は拒絶された。

主な証拠: 中国商標網における本願商標の最新の詳細情報画面

審理の要点：請求人がWIPOに対し商品減縮申請を行い、商標局の承認を得て、本願商標の第6類における「チタンまたはチタン合金」を除く指定商品を減縮した。したがって、本願商標は引用商標の指定商品との間に類似性を構成しない。

(4) 引用商標の一部商品・役務における権利の消滅により、商品・役務が非類似となる。例えば、引用商標の商品・役務の減縮もしくは一部抹消、または引用商標の登録出願の一部拒絶、登録の一部不承認、登録の一部取消、一部無効宣告などが該当する。

3. 引用商標の権利消滅には、引用商標の登録出願の拒絶、登録の不承認、登録の取消、無効宣告、ならびに登録出願の取り下げ、抹消、更新未了による失効、または国際登録の放棄による権利消滅などの状況が含まれる。

4. 商標（本願商標および引用商標を含む）が変更または譲渡により、同一権利者の所有になる。

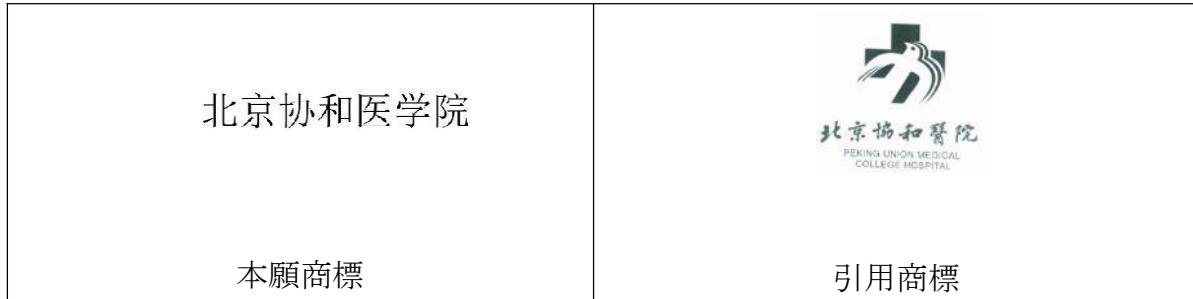
上述の2の（3）（4）、3、4に該当する場合、請求人は速やかに権利状態に変化が生じた商標登録番号と、それが本願商標に及ぼす影響などの具体的な状況を書面で説明しなければならない。

Q28：拒絶査定不服審判において、本願商標が実際の使用において引用商標との間に出自の混同を容易に生じさせないことを証明する証拠を提出することは可能か。

A：通常は不可能だが、歴史的文献、主流の公的メディアによる報道、行政文書などの証拠により、本願商標が歴史的経緯から申請人と一義的な対応関係を形成し、幅広く安定した関連公衆を有しており、実際の使用において引用商標との間に出自の混同を生じる可能性が低いことが十分に証明できる場合は、商標法第30条および第31条

に該当しないと認定することができる。

例：



主な証拠：

1. 申請人の創立100周年に関する報道「光明日報」（2021年9月25日）
 2. 中華人民共和国衛生部、中国人民解放軍総後勤部、総財務部「協和医学院の移管手続き及び供給関係に関する共同通知」（1956年9月10日）
 3. 中華人民共和国衛生部「中国協和医学院と中国医学院の2機関合併に関する通知」（1957年11月29日）
 4. 中華人民共和国教育部「中国協和医科大学名称変更の承認に関する通知」（教発函【2006】322号）
 5. 雑誌「中国研究生（2018年増刊号）」に掲載された「教育部学位・研究生教育発展センター全国第四回学科評価結果」上、申請人が基礎医学分野においてA+評価（北京大学と同列）を取得
- 審理の要点：申請人は中国でも歴史ある医療機関であり、本願商標は申請人の名義と一致し、かつ一義的な対応関係を有する。したがって、本願商標が実際の使用において、引用商標との間に、関連公衆に商品の出所の混同を生じさせる可能性は低い。

例：



主な証拠：

1. 請求人の受賞証明資料の一部およびメディア報道資料
 2. 請求人の知的財産管理システム認証書
 3. 請求人の企業信用情報公示報告書
 4. (2017) 京73行初2378号北京知識産権法院行政判決書（既に発効）
- 審理の要点：(2017) 京73行初2378号行政判決書では、本事案の請求人である石家庄四药有限

公司と引用商標権者である石薬控股集团有限公司との間に、比較的複雑な歴史的経緯と承継関係が存在することが認定されている。請求人が提出した証拠は、商標「石四薬」がその宣伝と使用によって比較的高い知名度を取得し、申請人自身も数多くの賞を受賞し、「石四薬」商標との対応関係が絶えず強化されていることを十分に証明している。また、一般の状況下で、医薬品の包装箱上に関連する製薬会社または機関の名称が表示されており、また本願商標登録の使用指定商品である人用医薬品、原薬などの商品は製造、販売、使用などの各段階で、いずれも関連公衆から比較的高い注意が払われるものである。したがって、客観的な歴史的要因、既に形成されている市場構造および商業慣行を総合的に考慮すれば、本願商標が実際の使用において、各引用商標との間で関連公衆に商品の出所の混同を生じさせる可能性は低い。

Q29：事案の審理中止を申請するには、どのような証拠を提出する必要があるのか。

A：請求人が事案の審理中止を申請する場合は、不服審判の請求日から3か月以内に、明確な書面による請求を行い、引用商標の登録番号、係属中の手続き、本願商標に生じる影響などの具体的な状況を説明しなければならない。また、引用商標の権利状態が確定した後は、請求人は速やかに審理再開の書面請求を行い、相応の証拠を添えて提出しなければならない。

出所：商標網ウェブサイト（2025年12月31日）

https://sbj.cnipa.gov.cn/sbj/zcwj/202512/t20251231_37000.html

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。